

平成２８年度中標津町行政評価結果

平成２８年度の中標津町行政評価は、担当職員による一次評価、行政改革推進本部会議による二次評価を実施し、中標津町外部評価委員会が外部評価を行ない、今後の施策のさらなる推進に向けた意見書が提出され、その結果を踏まえて総合評価を実施しました。

中標津町が平成２７年度に実施した施策や事務事業に対する行政評価の結果は次のとおりです。

１．自己評価の状況

評価内容	評価調書	件数	備考
一次評価 (担当職員評価)	事務事業評価	３６５	
	施策評価	１９１	
	総合施策評価	６２	
二次評価 (行政改革推進本部会議)	総合施策評価	５８	議会・農業委員会・消防を除く

２．外部評価の状況

中標津町外部評価委員会により評価対象とした施策評価９６件に対し実施。
(外部評価委員会意見書別紙)

部署名	件数	備考
総務部	１６	付帯意見 ２件
経済部	３１	付帯意見 ２件
建設水道部	１４	付帯意見 ０件
町民生活部	３０	付帯意見 ２件
町立中標津病院	５	付帯意見 １件
	９６	

3. 総合評価

中標津町行政改革推進本部会議では、二次評価及び外部評価の結果から次年度以降において、取り組むべき方向性を次のとおりとしました。

○「住みやすさNo.1のまち」を目指す取り組み

少子高齢化及び人口減少が今後更に進むことにより発生する課題や社会経済情勢等の変化が、町民に不利益を与えることがないように制度改正等の情報収集を行的確な対応を行なう。

そのため、産業振興による定住人口の増及び観光を中心とした交流人口の増を重要政策と位置付けて取り組みを進める。

○次年度以降における行政評価の取り組み

①自己評価

主要施策の目的や目標に対する効果及び達成度の観点から検証を実施し、数値やグラフなどの見える化による過年度と比較を行うことにより、施策の進捗状況を把握し取り組む方向性を検討する。

②外部評価

施策の取り組みが、町民に対してどのような効果をもたらしているかについて、客観的な視点から検証するよう進める。

平成28年度
中標津町外部評価委員会
外部評価意見書

平成28年12月
中標津町外部評価委員会

中標津町外部評価委員会による平成28年度外部評価意見書

中標津町が実施した行政評価内部評価に対し客観性や透明性を確保するため、中標津町外部評価委員会において外部評価を実施しましたので、意見を添えて報告します。

平成28年12月15日

中標津町長 西 村 穰 様

中標津町外部評価委員会

委 員 長 酒 井 多加志

副委員長 富 田 光 夫

委 員 梅 本 英 広

委 員 小 林 洋 介

委 員 駒 沢 留美子

総 評

中標津町の行政評価は、「中標津町自治基本条例」第33条の規定に基づき行政内部が点検・確認した内部評価に対し、客観性や透明性を確保するため有識者等で組織された中標津町外部評価委員会により外部評価を実施しております。

今年度の外部評価は「第6期中標津町総合発展計画前期基本計画」に基づき平成27年度に取り組まれた主要施策に対し、担当課長職が実施した一次評価のうち成果指標が設定された施策から農業委員会・教育委員会・議会を除いた96施策を対象として、担当課長との討議実施など委員5名により4回の協議を行いました。

各委員からは専門分野の視点や他地域の状況との比較により、内部評価に対する意見等の提出がありました。

協議を行なった結果から、中標津町外部評価委員会の平成28年度外部評価について、次のとおり報告します。

記

○全体意見

行政評価においては、自己評価が最も重要であることから、自ら厳しく見つめ直すという視点により行っていただき、今後の方向性については、現状の取り組みを継続するとした場合には、前例踏襲ということではなく費用対効果や事業の統廃合等による実施について検討することが必要と考えます。

また、今後更に進む少子高齢化・人口減少においては、様々な課題が新たに生じることが想定されますので、制度改正等の情報を収集し対応していくことが必要と考えます。

○次年度以降における施策の更なる推進に向け意見を付帯する評価（別紙）

6 施策

付帯意見

①

基本目標	1	参画と協働で未来を築くまちづくり
大項目	6	計画的な行政経営の推進
主要施策	1	効率的・効果的な行政経営
担当課	総務部企画課	
評価に伴う意見等	行政評価では担当者による自己評価が適切に行えるよう目的・目標に対する達成度及び今後の方向性についても細分化し、数値による見える化を図ることや前年度との比較による評価など制度を改めるよう検討願います。	

②

基本目標	2	健やかでやさしいまちづくり
大項目	1	子育て支援の充実
主要施策	1	子育て家庭を応援・支援する地域づくり
担当課	町民生活部子育て支援室	
評価に伴う意見等	子ども子育て支援新制度が開始されたことについて、対象家庭に対し意識づけ及び事業内容等の周知をさらに実施するよう願います。 新たな事業が、より多く活用されるように新たに設置された子ども子育て会議により情報共有を進め、さらに末端まで情報が行き渡るような取組みが必要と思われます。	

③

基本目標	2	健やかでやさしいまちづくり
大項目	1	子育て支援の充実
主要施策	4	児童虐待の防止
担当課	町民生活部子育て支援室	
評価に伴う意見等	児童虐待の防止については、安定した行政サービスが提供できる体制づくりとともに関係機関との連携をさらに推進願います。また今後の国の制度改正により想定される事務・事業については、情報収集に努め、的確に対応するよう願います。 児童センター・児童館と町内会が協働で実施している各種事業については、地域住民とのつながりによる児童虐待予防・防止の見守りとして、今後も継続し推進願います。	

④

基本目標	2	健やかでやさしいまちづくり
大項目	6	地域医療の充実
主要施策	2	町立病院の機能充実
担当課	町立病院医事	
評価に伴う意見等	町立病院は、根室管内の地域センター病院であり、この地域住民の健康を担う重要な機関・組織です。地域医療の確保のため病院運営を地域で支える視点から病院の現状について、情報公開・共有が今以上に必要と思われます。	

⑤

基本目標	3	力みなぎる産業のまちづくり
大項目	5	6次産業化の推進
主要施策	1	農畜産物加工・流通の支援
	4	新産業の支援
担当課	経済部農林課	
	経済部経済振興課	
評価に伴う意見等	6次産業化については、第1次産業である農林業者によるものに限らずに第2次・第3次産業の事業者によりすすめることも想定した相談体制を検討願います。 畜産食品加工研修センターは、起業目的とした研修受講者に対する支援方法の検討や中標津農業高校との連携を更に推進し、人材育成を進めることを検討願います。 地域資源を活かした新たな産業を創出することが、今後期待されるところであることから、人材育成と併せて起業の希望者への対応策を検討願います。	

⑥

基本目標	5	安全・安心で快適なまちづくり
大項目	1	消防・防災の充実
主要施策	4	地域防災力の向上
担当課	総務部総務課	
評価に伴う意見等	過去に発生が無いことにより現在想定されていない災害時の対応では、避難に関する情報等の伝達が重要です。特に、情報収集が困難な方々への対応の調査研究を願います。 また、避難所運営や情報伝達の重要な役割を担う自主防災組織の組織化については、重要な取り組みとして支援を推進されるよう願います。	

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		1		参画と協働で未来を築くまちづくり		大項目		1		協働のまちづくりの推進												
施策目的		自治の基本理念・基本原則に基づき、町民・企業・団体・議会・行政の役割分担を明確にし自治体運営の基本ルール(自治基本条例)を確立し、町民が主体の自治の実現を図る。 また、各種制度設計や計画策定に係るパブリックコメントへの意見提出、行政が実施する各種アンケート調査への意見反映等により、自治の基本原則である「町民参加」の強化を図る。																						
主要施策		1 自治基本条例(仮称)の制定 4 協働のまちづくりに向けた情報発信の推進						2 政策形成過程における町民の参画の推進 5 情報公開の推進						3 人材や組織の育成支援と多様な団体との連携の推進 6 町内会や企業、団体の社会貢献活動等の推進										
担当部		総務部 [1・2・3・4・5・6] (総務課、企画課)						経済部 [3] (経済振興課)						農業委員会[4]										
現状と背景		高度化、多様化する行政ニーズに対応し、「自立したまちづくり」「町民との協働のまちづくり」を進める上では、幅広い分野における町民参画と町政の諸活動に係る情報を町民と共有し、開かれた行政を実現することが重要である。						ますます高度化、多様化するニーズに対応し、自立したまちづくりを推進していくため、町民参画、町民と行政の協働、町民と行政の情報共有が不可欠となっている。						平成27年度の農業委員会法・農地法の改正を踏まえ、農業委員会活動の報告・公開等を進め、法令業務の厳正な実施状況や地域における活動の実態を周知させるため適切な情報提供が必要となっている。										
次 評 価	課題と達成状況	・議会を加えた自治の基本ルールを定めた最高規範となる自治基本条例を平成24年4月1日から施行したが、各条項の目的の実現と趣旨に沿った運用がなされているかなどの進行管理が重要である。 ・町民参画のための各種計画策定における委員の一般公募制度については導入済みであるが、成果指標とした公募委員割合については、目標値である40%を下回り、21.2%となっており、町民側からの意見等を積極的に求める観点から、公募割合を高めて行くことが重要である。 ・町の行政情報の発信については、広報誌をはじめホームページ、コミュニティFM放送、まちづくりを考える懇談会、ソーシャルネットワークサービス、町内会回覧板、まちづくり出前講座など多様な方法で行っており、気象警報時などで一定程度の成果を上げているが、情報の受け手となる町民側の情報収集に対する意識改革が重要である。 ・社会貢献活動の推進については、協働のまちづくりとしての機運が高まる中で、成果指標である原材料支給制度の利用度としては、98.49%とほぼ目標値を達成しているが、更なる活動の広がりに向けた検討が必要である。						協働のまちづくりを推進するための情報発信、情報公開を進めている。 フロンティア事業については地域づくり総合交付金(根室振興局)の利用と併せているため、相談など含めると一定の成果がある。						広報紙の定期発行により情報提供は行なえているが、年2回発行の為、発行間隔が長く最新情報の提供に課題がある。										
	今後の方向性	・自治基本条例を職員をはじめ町民の中に浸透されていくため、職員研修項目への取り入れ、出前講座を活用した町民説明をはじめ、「自治推進会議」による啓発などを検討していく。また、進行管理を進める中で、適宜条例の見直しについて検討していく。 ・町の毎年の主要施策概要(予算説明書)について、予算内容の理解を深めるための「見易さ」「わかり易さ」を工夫していく。 ・社会貢献活動原材料支給制度については、平成21年度から継続して実施してきたが、主な活動内容が環境美化となっており、企業、団体を含めた新たな活動への展開について周知、検討していく。						町内会や企業、団体、NPOを支援し、多様な団体との連携協力を図り協働のまちづくりを推進する。また、制度のPR、類似補助金との連携など使いやすくなるための工夫をしたい。						広報紙のみでは、情報量、情報提供の時期に限りがあるため、広報紙定期発行とホームページを併用し情報の提供を推進する。										
成果指標1	内 容	社会貢献活動原材料等支給制度の利用度 単位: %						内 容	フロンティア推進事業の相談数(利用数) 単位: 件						内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績					100.00		100.00		4		4	4	4		4								
	比 較					100.00		100.00		4		4	4	4		4								
成果指標2	内 容	審議会などの公募委員割合 単位: %						内 容	地域づくり総合交付金相談数 単位: 件						内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績					40.00		40.00						5		5								
	比 較					40.00		40.00						5		5								
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり						総合施策評価のとおり						二次評価対象外											
外部評価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	二次評価のとおり						二次評価のとおり						外部評価対象外											

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		1		参画と協働で未来を築くまちづくり		大項目		1		協働のまちづくりの推進															
施策目的		自治の基本理念・基本原則に基づき、町民・企業・団体・議会・行政の役割分担を明確にし自治体運営の基本ルール(自治基本条例)を確立し、町民が主体の自治の実現を図る。 また、各種制度設計や計画策定に係るパブリックコメントへの意見提出、行政が実施する各種アンケート調査への意見反映等により、自治の基本原則である「町民参加」の強化を図る。																									
主要施策		1 自治基本条例(仮称)の制定 4 協働のまちづくりに向けた情報発信の推進								2 政策形成過程における町民の参画の推進 5 情報公開の推進								3 人材や組織の育成支援と多様な団体との連携の推進 6 町内会や企業、団体の社会貢献活動等の推進									
担当部		議会 [4]																									
現状と背景		議会は、町民にとって身近な直接参加・政策提案ができる場である。 議会の審議内容等を説明・情報発信し、町民と共に考えることは、町民の負託に応え協働のまちづくりを推進するために不可欠である。																									
二次評価	課題と達成状況	基本原則である情報共有・町民参加・協働を進める基本的ルールを定め、町民・議会・行政の役割分担を明確にした自治基本条例を制定した。 また、協働のまちづくりを推進するための情報発信、情報公開を進めている。 ・情報の発信～議会だより(広報紙)の発行(年4回)、ホームページに掲載 ・情報の共有～議会報告会の開催(2会場)																									
	今後の方向性	情報の発信共有を推進するため、町内の各種団体との懇談等を議会報告会開催の一方法として検討する。 以前から制度として定着している議会傍聴について、引き続き周知を図る。																									
成果指標1	内 容									内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績								実 績								実 績										
	比 較								比 較								比 較										
成果指標2	内 容									内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績								実 績								実 績										
	比 較								比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	二次評価対象外																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	外部評価対象外																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)							1		参画と協働で未来を築くまちづくり							大項目		2							コミュニティの育成						
施策の目的		町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに助け合う地域づくりを推進するとともに、町内会、ボランティア組織、NPOなど多様な町民団体の活動を支援し、自治機能の向上を図ります。																															
主要施策		1 住民自治意識の啓発と組織拡充強化 4 多様な交流の推進によるネットワークづくり								2 コミュニティ活動の推進								3 コミュニティ活動施設の整備															
担当部		総務部 [2・3] (企画課)								町民生活部 [1・3・4] (生活課)								経済部 [2・4] (経済振興課)															
現状と背景		地域社会の連携が薄れる傾向にある中で、福祉、環境保全、防災、防犯、青少年の健全育成など身近な生活の課題を解決するため、人々の交流が生まれる地域コミュニティを育成し、ぬくもりのある生活環境の整備を行うことが重要である。								地域社会の連帯感が薄れる傾向にある中、福祉、環境保全、防災、防犯、青少年の健全育成など身近な生活の課題を解決するため、地域コミュニティの強化が求められている。 本町では、コミュニティの核となる町内会の活動が個々の自主的な運営によって進められており多様な活動が行われている。 また、活動の拠点となる地域会館については、運営費等の財政支援を行いその活動を支援をしている。しかし、コミュニティ活動は災害などにおいて大きな役割を果たすことが期待されているが、近年の少子化や核家族化、転入・転居や生活様式の変化などによって、町内会への加入が減少しその機能は低下しており、活動のあり方が大きな課題となっている。 また、活動拠点となる地域会館も老朽化しており、活動内容などを合わせながら再整備が必要である。								2計根別同志会、計根別地域総合振興対策協議会が事業を行っている。少子高齢化とあいまって核家族化が進み、地域社会の連帯感が薄れる傾向にある。身近な生活課題の解決や地域を盛り上げるための活動の応援が必要である。 4本町は空港もあり利便性が高いことから町外からの移動者も多く、他地域との交流が期待できる。また、お試し暮らしの需要も多く展開によっては観光・移住に結びつく。															
一 次 評 価	課題と達成状況	・少子高齢化により、地域コミュニティの中心を担ってきた学校の統廃合が進む中で、閉校に伴う記念事業及び集落の開基記念事業に対してコミュニティの振興を目的に支援をしているが、学校に代わる今後の地域コミュニティの場をどのようにしていくかが課題である。 ・町内会、ボランティア組織、NPOなど各種団体における交流連携を行うための拠点となる施設の整備が求められている中で、町の自然、歴史、産業、交流機能を集約した施設の構想が必要である。								町内会への加入状況については、全国的に加入率の低下が問題となっている。加入率低下の要因は①住民の価値観の多様化、近隣関係の希薄化 ②単身・共働き世帯、不在がちな世帯の未加入 ③高齢などによる活動に対する負担感などがあるとされている。 指標1にあるように本町においても同様の問題を抱えており、加入数の減少が進んでおり全町連においてその対策の必要性を論議されている。 コミュニティ施設整備数については、地域や町内会にて整備をしその建設費の一部と会館維持費の一部を補助し、コミュニティの核となる会館の建設維持を支援している。今年度は、1町内会館建設について一部補助した。								2計根別地域のコミュニティー活動の支援は継続が必要である。地域内の小中学校の統廃合により、地域全体の振興策が必要である。 4移住事業による移住の実績は少ないが、お試し暮らしの実績は北海道内でも人気がある。															
	今後の方向性	・農村集落においては、入植以来、互助の精神を基本に地域コミュニティ活動を行ってきたことから、この精神を継承していくことを目的として支援を継続していく。 ・郷土学習拠点、観光振興拠点、交流及び情報発信拠点とした、機能集約型施設として検討を進めていく。								本町は、町外からの移動者が多いことも特徴的で、今後は幅広い世代の交流が生まれる工夫を凝らした地域コミュニティを育成し、高齢者時代に向けてのぬくもりのある多交流環境の整備を行うことが必要である。 町が整備した地域会館は老朽化が進み、特に郡部の地域会館は耐用年数をすでに超えている。現在取組んでいる公共施設等総合管理計画において、地域活動のあり方によっては地域会館を統合することも考えられるため、地域の意向を聞きながらコミュニティの核となる施設の建替・修繕等を行うとともに、公共施設の再整備による利活用を進めていく。								2計根別地域コミュニティーを活性化させるために、主体性(自立性)の向上・若手の育成や支援策として計画策定が必要であり、計根別支所の当該事業に対する深化が重要となる。 4お試し暮らし人気は利便性の高さや施設の良さにあるが、移住事業とともに釧路市などで成功事例のある長期滞在事業としても展開することが更に交流人口増につながる。 地方の人口減少が問題化される中で、国が都会からの高齢者地方移住の施策を提案している。「檜山節考」と批判はあるが、受け入れを表明する地域もあり、事業として展開された場合などの対応を考えておく必要がある。															
成果指標1	内 容										内 容		町内会加入世帯数							内 容		移住促進事業による移住世帯											
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度						
																6,350		6500			2				3		4						
	実 績									実 績		6,204	6,137	6,144	5,963	5,786	5575	5390	実 績			4	3	4	4	4	4						
	比 較									比 較			-213	-206	-387	-564	-925	-1,110	比 較			1	0	1	1	0	0						
成果指標2	内 容										内 容		コミュニティ施設整備数(累計)							内 容		お試し暮らし実績 (単位:人)											
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度						
																39		40			57				65		70						
	実 績									実 績		38	38	38	38	39	39	40	実 績			87	70	89	74	75	83						
	比 較									比 較			-1	-1	-1	0	-1	0	比 較			22	5	24	9	5	13						
二 次 評 価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法																
	人口減少・高齢化時代に入り、防災・災害対応や行政情報の周知体制については、コミュニティ関係が重要であるので、地域や各団体と良く連携し進める。								町内会の会員数減少や老人クラブの存続困難という課題に対しては、組織の維持・強化を進めるために、どのような支援を必要としているのか相談を受けながら対応していく。								総合施策評価のとおり																
外 部 評 価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等																
	外部評価対象外								二次評価のとおり								二次評価のとおり																

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		1 参画と協働で未来を築くまちづくり				大項目		3 国際化、地域間交流の促進																	
施策の目的		国際化時代、交流時代に対応した人づくり、地域づくりに向けて、国際交流活動や地域間交流活動の促進による開かれたまちづくりに努めます。																									
主要施策		1 国際交流体験による人材育成								2 多様な地域間交流による住民生活及び地域活性化								3 東京中標津会、札幌中標津会との交流の推進									
担当部		総務部 [2] (企画課)								経済部 [1・2・3] (経済振興課・農林課)																	
現状と背景		文化・教育・産業・経済・労働・スポーツなど様々な分野での交流を通じた住民生活の向上と、地域産業の活性化を進める中で、酪農学園大学や日本体育大学との協定による交流活動の展開のほか、大学のゼミやサークル等の学生を積極的に招き、地域課題等の提言を受けながら町民との交流活動を通じた次世代を担う人材育成を図ることが重要である。								2平成4年に川崎市と友好都市協定を締結し文化・教育・産業・スポーツなどいろいろな分野で交流してきた。 行政としての国際交流事業は実施していない。 3ふるさと会は毎年の交流会を初め、首都圏、札幌圏で開催される行事への参加呼びかけなどを行っている。																	
一 次 評 価	課題と達成状況	平成27年度より「魅力発信交流事業」として、大学生の招致による町の魅力発信はもとより、児童生徒をはじめまちづくりや企業、団体などの様々な分野での交流につながったところであるが、職員による大学とのつながりに依存した形となっていることから、大学等とのアプローチ方法や事業PR手法についての検討が重要である。								2川崎市とは小中学生の交流、市民祭りへの参加、野球(民間)、写真展(民間)など確実に実施されている。行政課題などの交流は町立病院への医師研修が実施されている。 行政としての国際交流事業は現在行われていないので、交流の在り方について再検討が必要である。 3ふるさと会の総会、交流会へ参加するほか、北海道フェアへの支援や北方領土返還運動と連動した活動を行っている。現状の活動範囲を大きく超えることはなかなか難しい。																	
	今後の方向性	地域交流を通じた人材育成として、児童生徒のみならず企業や団体等を含めた幅広い交流として、長期的かつ継続的な取り組みとして行っていく。								2川崎市とは、一般行政課題の交流についての研究が必要である。 国際交流事業は、外国人観光誘致などと含めて幅広い見地からの検討が必要である。 3ふるさと会については現状の活動範囲を継続する。																	
成果指標 1	内容									内 容	川崎市との交流事業(件)								内容								
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	
	実績									実 績	4	4	4	4	2	2	2		実 績								
	比較									比 較		0	0	0	-2	-2	-2		比 較								
成果指標 2	内容									内 容	東京中標津会の会員数(人)								内容								
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	
	実績									実 績	257	266	266	260	261	260	260		実 績								
	比較									比 較		-34	-34	-40	-39	-40	-40		比 較								
二 次 評 価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	魅力発信交流事業は今後も継続し、制度の認知度を上げ中標津の魅力を知ってもらうよう進める。								川崎市とは、市民祭りの参加時に特産品販売に加えて、新たにふるさと納税により中標津をPRしていく。 東京中標津会が来年30周年記念の来朝が計画されているので、受入側の体制を検討する。																		
外 部 評 価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	外部評価対象外								二次評価のとおり																		

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		1		参画と協働で未来を築くまちづくり		大項目		4		北方領土対策の推進												
施策の目的		国や道、北方領土に隣接した市町と連携のもと、北方領土問題の啓発をはじめ、北方領土返還運動の展開、交流事業の推進など、北方領土問題の解決に向けた取り組みを推進します。																						
主要施策		1 北方領土問題の啓発と意識の喚起				2 北方領土返還運動の推進				3 交流事業の推進														
担当部		総務部 [1・2・3]				(企画課)																		
現状と背景		日本固有の領土である北方領土問題は、これまで国、道関係団体の連携のもと、四島ビザなし交流事業の推進、根室管内1市4町で組織する「北方領土隣接地域市町連絡協議会」での啓発活動、返還要求署名活動などに取り組んできたが、戦後70年以上にわたって未だ解決していない状況にあるため、隣接する1市4町が一体となり、意識の喚起運動、後継者育成、交流事業など早期返還に向けた取り組みを展開していくことが重要である。																						
一 次 評 価	課題と達成状況	・啓発、意識喚起運動については、成果指標である運動参加者で見ると目標値を達成しているが、返還交渉は依然として進んでいないのが現状であり、元島民の方々の生存も約4割、平均年齢も81歳と高齢化が進む中で、後継者の育成、領土問題の伝承が重要である。 ・各種団体等が行う墓参団訪問、ビザなし交流、自由訪問、医療支援などにより相互理解と友好を深める取り組みは進んでいるが、訪問枠の人数や日程などが限定されている。																						
	今後の方向性	・町民の北方領土問題に対する問題意識は、アンケート結果でも示されるように、ロシア大統領の動向に左右される傾向があることから、身近な問題として理解と関心を高めるための啓発活動を粘り強く継続させるとともに、次世代を担う子どもたちに対する啓発の取り組みを進める。 ・四島交流事業に対して、隣接地域として主体的に取り組む、町民が参加協力し易い事業展開を図る。																						
成果指標1	内 容	返還に向けての喚起運動参加者(人)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	147	151	145	152	168	158	151	実 績								実 績							
	比 較		1	-5	2	18	8	1	比 較								比 較							
成果指標2	内 容	返還署名数(人)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	1,864	2,014	3,493	3,113	3,343	2,685	2,784	実 績								実 績							
	比 較		214	1,693	1,313	1,543	885	984	比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	二次評価のとおり																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)			1 参画と協働で未来を築くまちづくり			大項目			5 人権の尊重と男女共同参画社会の形成													
施策の目的		様々な人権問題の解消に向け、町民一人ひとりの人権感覚を育み、人権尊重社会の形成をめざします。また、男女共同参画社会の形成に向け、女性団体の自主的な活動を支援するとともに、女性の社会参加を促進し、男女共同参画に関する町民意識の高揚を図り、理解を深めます。																						
主要施策		1 人権教育、人権啓発の推進					2 男女共同参画に関する啓発等の推進					3 女性の社会参加の促進												
担当部		総務部 [2・3] (企画課)					町民生活部 [1] (生活課)																	
現状と背景		男女共同参画及び女性の社会参加については、男女雇用機会均等法の施行を契機に、企業などでは、男女平等の視点に立った就労環境の充実が求められている中で、町民、企業、団体などにおける理解が十分とはいえない状況がみられるため、女性が持つ感性や能力を最大限に活用し、女性が多様な場面に参画していくための条件整備と町民への啓発活動を進めていくことが重要である。					人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利である。 幸せて安心な生活を確保する上で、人権を尊重しあう事は基本的なことであるが、いじめや虐待などの人権侵害が後を絶たないことから、人権思想の普及や人権侵害への対策など人権の啓発について推進する必要がある。 町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権擁護委員と協力し子どもに対して、学校を通じて人権教育・啓発活動を行うとともに、相談活動を関係機関と連携して実施してきている。																	
一次評価	課題と達成状況	・国、道からの情報を適宜提供していることにより、なかしべつ男女共同参画ネットワーク登録団体は、現在3団体となっているが、更なる登録団体の増加に向けた啓発活動の推進と取り組み内容等の議論が重要である。 ・審議会や委員会での女性の参画及び女性管理職の登用については、なかなか進まないのが現状であるが、少子高齢化社会が進展している中で、女性が持つ感性や能力は経済の活性化に不可欠なものであることから、仕事と家庭生活の両立がし易い就業条件をはじめ男女が共に築く家庭生活の実現などに向けた仕組みづくりや体制作りが重要である。					人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利である。幸せて安心な生活を確保する上で、人権擁護委員をはじめ関係機関や民間団体などと連携し、早期に子どもや高齢者への虐待、配偶者等への暴力などの被害の発見や助言に取組む必要性がある。																	
	今後の方向性	・男女共同参画社会の形成に向けた活動は多岐にわたりますが、町民アンケート結果にもあるように、意識としては約5割を超える人が男女が平等に参加できる仕組みになってきていると感じていることから、更なる啓発活動の推進とネットワーク登録団体数の増加を図り、情報ネットワークの構築及び長期的な取り組み、ビジョンづくりに向けて取り組んでいく。					人権教育、人権啓発、人権問題などについては、年齢が若い世代から取組む必要性から、今後とも人権擁護委員(町内6名)とともに人権教室の開催、人権の花運動、人権啓発街頭活動、人権相談などを継続して推進していく。																	
成果指標1	内容	町職員における女性管理職登用の割合(%)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	15.70	13.40	12.70	12.80	12.80	17.60	15.70	実績								実績							
	比較		-4.60	-5.30	-5.20	-5.20	-2.40	-4.30	比較								比較							
成果指標2	内容	審議会等に占める女性の割合(%)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	14.70	14.00	14.20	14.20	14.20	13.70	13.80	実績								実績							
	比較		-6.00	-5.80	-5.80	-5.80	-16.30	-16.20	比較								比較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり																
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	二次評価のとおり							外部評価対象外																

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		1		参画と協働で未来を築くまちづくり		大項目		6		計画的な行政経営の推進												
施策の目的		自立性を高め、効率的・効果的に健全な行政運営を行うため、行財政改革を推進し、自主財源の安定的確保に努めます。また、多様化、広域化する行政ニーズに対応していくため、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の推進を図ります。																						
主要施策		1 効率的・効果的な行政経営(行政改革の推進) 4 広域行政の推進						2 健全な財政運営の推進						3 職員の意識改革と能力向上										
担当部		総務部 [1・2・3・4] (総務課・財政課・企画課)						経済部 [4] (農林課)																
現状と背景		国の経済政策により、一部の地域では景気の回復基調が見られる反面、地方を取り巻く環境は、未だに景気回復を実感することができない状況の中で、地方分権の進展により、地域の特性を生かした地方創生に取り組む地域間競争の時代を迎えており、限られた経営資源(人・物・金・時間)を最大限に活用した効率的で効果的な行政経営の仕組みを構築し、最小の経費で最大の効果上げる自治体経営が重要である。また、情報通信技術の急速な進展や交通網の整備により、日常生活圏が市町村境を越えた広範囲に広がっていることから、より一層の広域行政の充実が重要である。						広域行政推進の一環として、海が存在しない当町が北方四島周辺海域操業対策協議会に対して負担金を納入している。漁業関係者の話が聞けることもあり参考になるので会議には参加している。																
一 次 評 価	課題と達成状況	・中標津町経営戦略プランを基本に、毎年度見直しを行ってきた総合発展計画実施計画の策定、事務事業評価、施策評価などにより、町民と行政が連携し協働による地域づくりの体制を構築してきたが、今後においても適宜事務事業及び組織機構の見直しを行うとともに、財政状況や人口減少を見据えた公共施設等の更新、統廃合・長寿命化などを計画的に進め、効率的な行政経営を図ることが重要である。 ・職員数の適正管理については、第4次定員管理計画を基本に、人口千人当たり職員数の目標値を10人として効率的な組織機構への見直しや事務事業の見直し、新規職員採用の抑制などにより進めてきたが、地方分権の進展により、各自治体での自己決定・自己責任・専門性などが問われる中で、職員数の抑制は困難な状況である。 ・コンビニ納付の普及や口座振替の促進などに納期内納付率は向上しているが、悪質滞納者を含めて納期内納付者との公平性を確保することから、延滞金の徴収強化をはじめ滞納整理機構の活用、職員の高度な徴収技術の習得などが重要である。 ・財政の健全性を示す将来負担比率、実質公債費比率ともに目標値の範囲内で推移しているが、限られた財源の中では、将来の公債費償還計画に十分注意していくことが重要である。 ・多様化する行政需要に対応するため、専門研修をはじめ職員能力の向上研修を行っているが、町民との協働をより強固なものとするため、職員個々の知識、経験、技術、マネジメント能力の向上を図り、行政需要の変化に対応する職員の育成が重要である。						北方四島周辺海域操業対策協議会や、さけ・ます増殖事業協会は漁業関係者の集まりなので、管内の漁業情勢を聞く機会となっている。特に河川環境と家畜糞尿などが議題になることもあり唯一海のない当町としては、標津川の多くを占めていることなどからも、標津町、別海町と連携した環境対策が課題となる。																
	今後の方向性	・外部評価において、細分化した視点での評価を取り入れ、予算に反映させる仕組みを確立するとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、効率的・効果的な行政経営を進める。 ・平成28年度内に第5次定員管理計画を策定し、組織機構の見直しを含めて地方分権の進展や事務権限の委譲などに対応しうる職員体制の構築を進める。 ・新たな滞納を生まないよう、早期の納税相談の実施、早期催告を重点的に行うとともに、悪質化する滞納者に対して、滞納整理機構との連携を強化し、税負担の公正に組織的に取り組んでいく。 ・統一的な基準による財務書類等(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等)を作成し、積極的な財政状況の分析と公表に努める。 ・人事評価制度を導入し、公正かつ合理的な人事管理を行うとともに、公務能率の向上を図り、人的資源の最大限の活用による住民サービスの向上に努める。						当町は周辺自治体との関係がもっとも密であり、特に民間事業者は周辺自治体での展開も多い。町としても、医療・教育・文化・経済など施設利用も多いので、それらを意識した施策展開が必要である。																
成果指標1	内 容	将来負担比率(%) (低いほど良い)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	65.70	50.50	44.90	36.80	18.90	31.80		実 績								実 績							
	比 較		-27.00	-32.60	-40.70	-58.60	-45.70		比 較									比 較						
成果指標2	内 容	実質公債費比率(低いほど良い)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	14.60	12.80	11.70	10.50	9.60	8.60		実 績								実 績							
	比 較		-3.10	-4.20	-5.40	-6.30	-7.30		比 較									比 較						
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり						総合施策評価のとおり																	
外部評価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	行政評価では担当者による自己評価が適切に行えるよう目的・目標に対する達成度及び今後の方向性についても細分化し、数値による見える化を図ることや前年度との比較による評価など制度を改めるよう検討願います。						外部評価対象外																	

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)			2			健やかでやさしいまちづくり			大項目			1			子育て支援の充実																					
施策の目的		すべての親が安心して子育てできるよう、また子どもたちもいろいろな方の笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、町全体で子育てを応援できる体制の充実を図ります。																																				
主要施策		1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり 4 児童虐待の防止									2 児童の健全育成 5 ひとり親家庭福祉の充実									3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり																		
担当部		町民生活部 [1・2・3・4・5] (子育て支援室・保育所)																																				
現状と背景		地域社会の構造の変化の中で、核家族化の進行が相談できる人がいない・相談できるところを知らないなどの育児に対する不安を生み出している。 また、共働き世帯やひとり親家庭も増加傾向にあり、中標津町で安心して子どもを生み、育てることができるよう、相談体制の充実や保育サービスの拡充など、ますます子育て家庭への支援が必要となってきた。 本町では、安心して子どもを生み育てることができるよう、保育サービスの充実をはじめ、乳児を抱える母親に対して一人っきりで孤独や不安を感じる傾向にあるため不安を解消するため「こんにちは赤ちゃん事業」や子育て総合支援センターを設置し支援を行っている。また、放課後児童対策による「児童クラブ」や中・高校生も利用できる児童センター設置など子育て支援に取り組んでいる。 子育て家庭への経済的支援として、子ども手当、児童扶養手当、乳幼児医療給付を実施しており、また、中学生を対象とした「赤ちゃん交流事業」など命の大切さを伝える取組みも進めている。 さらに、町内の関係機関と連携した「子育て支援・虐待防止ネットワーク」を設立して、予防、発見など児童虐待の防止を図っている。																																				
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の子育て支援センター利用者数では、設置場所を児童センター内に移動したため施設完成の11月からの再稼動となったため利用数が減っている。 指標2に掲げる件数は、個々のケースに対しての会議件数を掲載しており、現在においても教育委員会、保健センター、病院等、児童相談所などの関係部局の連絡調整会議については随時開催を行い、事案の検討及び対処をしている。 ケース会議 27回 相談内容 68件(虐待 50件 育児支援 7件 学校関係 7件 その他4件) 児童センターを中核として、各児童館は地域ネットの拠点施設として、菜園事業やサロンなどをとおして地域との交流も深めている。児童館最大の事業とも言えるじどうかん祭りは、昨年は各児童館をバスで結ぶ企画として開催し、約2,500人を超す人が集う一大イベントを更に展開することができた。																																				
	今後の方向性	多くの母親が育児の不安や悩みを抱えており、母親自身が安心して子育てできる体制づくりを、子育ての相談に関わる職員の資質の向上や専門性の確保により行うとともに、ファミリーサポートセンター事業において、一時保育、病児・病後児保育に取組むことができたことから、今後は、3歳未満児保育など保育の整備・拡大を推進し、さらには虐待の早期発見、母子保健の充実など総合的な子育て支援を図る。 平成27年度から施行された子ども子育て三法による子ども・子育て支援策において、保育園・幼稚園・認可外保育園など一時保育等の事業も含めて、今後とも保育体制整備の充実を図る。 従来から要望が寄せられている保育園への3歳未満児の入園は、今後も増加することが予想され、受け入れ枠及び職員体制の検討を早期に受入を図りたい。一方、へき地保育所においては、地域保育所と集団保育に馴染まない子どもの受け皿となっていることから、現在入所数と保育要望を鑑み、早急に今後の子育て支援について検討する必要がある。																																				
成果指標1	内 容	子育て支援センター利用者数(人/年)							内 容							内 容							内 容															
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度														
	実 績	10,090	13,008	10,671	9,951	11,482	9,429	10,993	実 績								実 績																					
	比 較		898	-1,439	-2,159	-628	-5,101	-3,537	比 較								比 較																					
成果指標2	内 容	虐待等早期解決・未然防止に向けてのネットワーク会議の開催件数(件/年)							内 容							内 容							内 容															
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度														
	実 績	11	15	23	28	19	18	27	実 績								実 績																					
	比 較		-9	-1	4	-5	-6	3	比 較								比 較																					
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法									今後の施策の取組内容の展開方法									今後の施策の取組内容の展開方法																			
	施策の推進だけでは人口増・定着にはつながらないことから、教育や雇用も含めた総合的なパッケージにした考え方で子育て支援を行う取り組みを検討する。																																					
外部評価	自己評価に対する意見等									自己評価に対する意見等									自己評価に対する意見等																			
	子ども子育て支援新制度が開始されたことについて、対象家庭に対し意識づけ及び事業内容等の周知をさらに実施するよう願います。 新たな事業が、より多く活用されるように新たに設置された子ども子育て会議により情報共有を進め、さらに端末まで情報が行き渡るような取組みが必要と思われます。 児童虐待の防止については、安定した行政サービスが提供できる体制づくりとともに関係機関との連携をさらに推進願います。また今後の国の制度改正により想定される事務・事業については、情報収集に努め、的確に対応するよう願います。 児童センター・児童館と町内会が協働で実施している各種事業については、地域住民とのつながりによる児童虐待予防・防止の見守りとして、今後も継続し推進願います。																																					

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)							2		健やかでやさしいまちづくり							大項目		2		高齢者施策の充実																						
施策の目的		「高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、高齢者が自立した生活が続けられるように、介護予防や福祉サービス、地域での支え合い体制の充実を図るとともに、高齢者が生活の豊かさを実感できるよう、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。																																										
主要施策		1 地域支え合いの推進 4 介護保険サービスの充実														2 安心して暮らせる環境づくり 5 介護予防の推進							3 生きがいと健康づくり																					
担当部		町民生活部 [1・2・3・4・5] (福祉課・介護保険課)																																										
現状と背景		本町の人口に占める65 歳以上の高齢者人口は、平成28年3月31日現在で5,591人(+217人)、高齢化率は23.57%(+1.08%)となり、全国及び全道平均に比べ高齢者の割合は低いが、毎年1%づつ伸びており、急速に高齢化は確実に進んでいるが、コミュニティ活動の老人クラブは減少している。 また、高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯の増加、介護者の高齢化・介護力の低下などにより、介護支援をはじめ自立支援を求める高齢者世帯が増えてきている。 さらに、団塊の世代の高齢者が後期高齢者(75歳以上)となる平成37年度(2025年)には15.9%となると予想されており、住み慣れた居宅において自立した日常生活を送れるよう、介護予防等を目的とする地域支援事業へ介護ニーズが増してきている。																																										
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の要介護認定率は増加を抑える目標値としているので、目標値に届かないほうが達成しているということになり、要介護認定率がほぼ横ばい状態で目標値内に収まっており目標をより達成している。 指標2の介護予防事業への参加については、現在は地域包括支援センター職員による町内会区域で実施している高齢者サロンや老人クラブなどの少人数を対象とした出前講座を中心に行っているため下回っている。																																										
	今後の方向性	介護保険法改正により、介護度の低い「要支援1・2」向けのサービスを市町村独自事業へ移行することになり、地域の実情に照らし合わせた介護予防・日常生活支援総合事業などに取組み、介護保険サービス、福祉サービス、地域ケア体制等の充実の実践を図る。 また、今後着実に迎える超高齢社会を見据え、生活機能の低下を防ぐだけでなく、要支援・要介護状態になっても、状態の改善や重度化の予防を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりのため、地域ケア体制の充実を図る。 更に、託老事業への補助やふれあいサロンの開設の増、共生型交流センターの活用、シルバー人材センターの運営への支援とともに、町内会、老人クラブの活動支援を強化し、民生委員を核として地域での見守りを推進し、高齢者が生きがいを感じ、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指す。																																										
成果指標1	内 容	要介護認定率(%)							内 容								内 容																											
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																				
	実 績	13.50	13.66	13.49	13.56	12.95	13.57	13.68	実 績								実 績																											
	比 較		-1.34	-1.51	-1.44	-2.05	-1.43	-1.32	比 較								比 較																											
成果指標2	内 容	介護予防事業への参加(人数)							内 容								内 容																											
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																				
	実 績	571	1,222	857	729	450	568	629	実 績								実 績																											
	比 較		622	257	129	-150	-82	-21	比 較								比 較																											
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法														今後の施策の取組内容の展開方法														今後の施策の取組内容の展開方法															
	総合施策評価のとおりに																																											
外部評価	自己評価に対する意見等														自己評価に対する意見等														自己評価に対する意見等															
	二次評価のとおりに																																											

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)							2		健やかでやさしいまちづくり							大項目							3		障がい者施策の充実																		
施策の目的		だれもがいきいきと暮らす地域社会の実現をめざして、適切な支援を受けられる環境を創造します。																																											
主要施策		1 地域における生活支援														2 自立と社会参加の促進														3 ともに支え合う福祉のまちづくり															
担当部		町民生活部 [1・2・3]														(福祉課)																													
現状と背景		障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められており、障がい児者がその身近な場所において、日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会や、どこで誰と生活するかなどの選択の機会を確保できる体制づくりが求められている。 児童ディサービスセンターにおいては、原則幼児(未就学児)を対象としており、就学児においては発達支援事業等において支援を行っているが、町教委をはじめ各部関係部署との情報交換を適宜行っている。																																											
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の町内のグループホーム利用者数については、町営のグループホームに続き現在6棟が開設されており、利用者ニーズは高く今後も施設の増加が見込まれる。 指標2の就労支援事業等利用者数は、就労継続支援B型事業所2箇所(森の家・工房ういんくる)、就労継続支援A型事業所(くれぱす)が開設され、障がい者雇用に大きな成果が上がっており、新たな事業所の開設や一般就労ができるような事業所の確保を求めている。																																											
	今後の方向性	障がいのある子どもの早期発見、療育指導や特別支援教育の充実を図るとともに、障がい者の社会参加を促進するため、相談支援体制と在宅サービスの充実や就労移行支援事業所の設置を支援し、就労による経済的な自立を促すと共に、就労に繋がらない障がい者に対しては、就労支援継続事業所、地域活動支援センター、ふれあいサロンなどへの働きかけを行い、障がい者施策の推進に今後とも推進する。 また、障がいのある人もない人もお互いに理解し、尊重しあう社会の創造のために交流の機会を拡充し、障がいに対する意識改革や理解を深めてもらえる広報活動を行い、相談支援体制、在宅サービスの充実をはじめ、雇用や就労の機会を地域全体で取組むこととしたい。																																											
成果指標1	内 容	町内のグループホーム利用者数(人)														内 容															内 容														
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																					
	実 績	2	2	7	21	33	18	20	実 績								実 績																												
	比 較		-11	-6	8	20	-2	0	比 較								比 較																												
成果指標2	内 容	就労支援事業等利用者数(人/年)														内 容															内 容														
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																					
	実 績	2	14	31	58	68	71	80	実 績								実 績																												
	比 較		-6	11	38	48	47	56	比 較								比 較																												
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法														今後の施策の取組内容の展開方法														今後の施策の取組内容の展開方法																
	総合施策評価のとおり																																												
外部評価	自己評価に対する意見等														自己評価に対する意見等														自己評価に対する意見等																
	二次評価のとおり																																												

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)				2		健やかでやさしいまちづくり		大項目		4		地域福祉の充実													
施策の目的		町内会・ボランティアなど町民による地域福祉活動を促進し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めることで、だれもが住みなれた地域で幸せな生活ができるようになります。																									
主要施策		1 地域福祉社会の形成 4 各種援護の推進								2 地域資源の充実 5 ユニバーサルデザインのまちづくり								3 支え合いの地域づくり 6 総合福祉センターの拡充及び利用の推進									
担当部		町民生活部 [1・2・3・4・5・6] (福祉課)																									
現状と背景		少子高齢化や核家族の進行、共働き世帯の増加に伴い、家庭や地域の相互扶助機能の弱体化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの社会福祉においては、高齢者等が住み慣れた地域や家庭の中で、年齢や障がいの有無にかかわらず安心して生活が送れるよう、自立を支援していくことが求められている。 地域福祉の拠点である総合福祉センターにおいて、社会福祉協議会が高齢者等に対する幅広い福祉サービスや町内会福祉活動への支援を行っているほか、福祉ボランティア団体等が連携し、地域における多様な福祉活動を行っている。しかしながら、施設の老朽化特に湯あげポンプの修繕の頻度が多くなってきたり維持費が増える要素が多い。 また、行政などの相談窓口のほかに、56名の民生委員児童委員が地域の様々な相談の窓口として活動している。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1のボランティア講座受講者数は、講座の内容や開催時期を工夫して広く開催した成果がでてきている。特に、認知予防や高齢者福祉に関する講座の受講が順調に伸びている。 指標2の総合福祉センター利用者については、地域福祉の拠点として各種講座や健康増進の利用が多いが冬季間の暴風雪の影響で休館となったことで利用者が伸びなかった。 総合福祉センターにあっては、光熱水費の節減に努めているが、湯あげポンプの交換、老朽化による修繕など今後において維持費が増える要素が多い。																									
	今後の方向性	今後、少子高齢化がより一層進んでいる中、地域における福祉ニーズは、ますます多様化することが予想される。そのため、地域福祉を推進する社会福祉協議会や民生委員児童委員、各種福祉団体・福祉ボランティア団体、町内会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催や支援などにより、地域福祉体制のより一層の充実を図っていく。 また、地域福祉の理念となる「住民参加」「共に生きる社会づくり」「男女共同参画」「福祉文化の創造」を背景に、複雑かつ多様化する福祉課題や住民ニーズに対し、保健・医療・福祉の関連する分野全般にわたる施策の策定に取組むこととしている。 総合福祉センターの維持管理において、今後向かえることとなる修繕などについては、光熱水費をはじめとする経常経費と合わせながら適切な計画策定が必要であり、財政的に大きな負担とならぬようにする。																									
成果指標1	内 容	ボランティア講座受講者数(人)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	126	99	97	71	137	169	238	実 績								実 績										
	比 較		-51	-53	-79	-13	-1	68	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	総合福祉センター利用者(人)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	19,344	21,684	19,473	19,879	19,619	18,605	17,920	実 績								実 績										
	比 較		2,184	-27	379	119	-1,095	-1,780	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画　総合施策評価調書（事業年度　平成27年度）

施策体系		基本目標(章)						2		健康やかでやさしいまちづくり										大項目		5										健康づくりの推進										
施策の目的		安心して暮らせる「支え合うまちづくり」を進めるために、一人ひとりの健康寿命の延伸と予防を重視した健康づくりを推進します。																																								
主要施策		1 健康づくりの推進 4 心の健康づくり推進													2 母子保健事業の充実 5 感染症対策の充実										3 成人保健事業の拡充																	
担当部		町民生活部 [1・2・3・4・5]													(保健センター)																											
現状と背景		少子高齢化が進むなか、全ての人が健康で元気に活動し、健康寿命を延ばして自分らしく暮らしていくことが大変重要となることから、町民や地域、関係機関や行政が協働して健康づくりを支援する取り組みを推進している。 予防活動の基本として、特定検診・がん検診を据え一人ひとりの健康づくりを推進しているが、若い世代、また子どものときからの食とおとしての健康づくりが特に重要となってきた。 また、急激な社会構造の変化などにより、心の健康を損なう人が増加し、その後予防対策を講じているが、今後とも心の健康推進と医療・保健・福祉機能が連携していかなければならない。 さらに、感染症予防対策としての予防接種については、各種検診時に予防接種の必要性を説明し、適切な時期に受けてもらうよう努めている。																																								
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の予防接種実施率は、平成24年9月に生ポリオから不活化ポリオに変更となったため、麻しん風しん混合予防接種の第2期(6歳)の実績値を中間目標値にしている。今年においては接種対象者が減っている。 なお、子宮頸がんワクチン接種については、平成26年6月に国が定期接種を積極的に勧めないとの方針から、その後の予防接種はほとんどされていない。 指標2の特定健診受診率の向上として、健康診査の無料化、健診日の拡大、インターネットからの予約、未受診者への電話・訪問勧奨をすすめてきたが全国目標数値達成までには至っていない。 なお、未受診者の状況分析では、治療中の人や健診の必要性を感じていない人の健診受診率が依然として低いということから、健診の必要性への理解を求めている。																																								
	今後の方向性	健康づくりのための運動推進は、他団体との共催による健康相談やロゴマークを使用した周知活動などにより、より広く啓蒙活動を行う。 感染症対策では、医療機関、学校など関係機関との連携を密にしながら蔓延防止に努め、予防接種の有効性とリスクについての理解が得られるよう適切な情報を提供する。 また、特定健診は、町民が健診を受けやすいよう申込段階からさらに工夫し、健診を受けるだけでなく、結果から検査値の改善を図られるよう、全体・個別保健指導のほか、企業が主催する健康学習などでの周知を行い、受診を高めていく。 母子保健事業は、妊娠期から健診の必要性を周知し、乳幼児の健康的な食生活が継続するよう保健・栄養相談を行い、発達に遅れがある乳幼児に対しては専門職による相談・療育へ繋げるようにする。また、心身の健康状態の確認を行い虐待予防に努める。																																								
成果指標1	内 容	予防接種実施率(%)													内 容														内 容													
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																		
						94.90		97.00																																		
	実 績	91.00	108.86	90.25	98.40	95.60	97.40		実 績								実 績																									
	比 較		13.96	-4.65	3.50	0.70	0.40	-97.00	比 較								比 較																									
成果指標2	内 容	特定検診受診率(%)													内 容														内 容													
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度																		
						60.00		65.00																																		
	実 績	16.00	19.00	17.60	20.70	18.70	19.60	23.70	実 績								実 績																									
	比 較		-41.00	-42.40	-39.30	-41.30	-45.40	-41.30	比 較								比 較																									
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法													今後の施策の取組内容の展開方法													今後の施策の取組内容の展開方法															
	健康寿命を向上させる趣旨から、新体育館の活用を推進し、保健センターと連携した各種事業の展開を進める。																																									
外部評価	自己評価に対する意見等													自己評価に対する意見等													自己評価に対する意見等															
	二次評価のとおり																																									

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)				2 健康やかでやさしいまちづくり				大項目				6 地域医療の充実															
施策の目的		地域住民の命を守り、安全で安心な暮らしのためには、救急医療体制をはじめとする地域医療の充実が不可欠であることから、地域の実情を踏まえた医療体制の整備に努めます。																											
主要施策		1 地域医療体制の確立								2 町立病院の機能充実								3 救急医療・災害時医療体制の確立											
担当部		町立病院 [1・2・3]																											
現状と背景		本町における医療体制は、自治体病院である当院と町内にある6民間病院の連携により、地域に必要な初期医療から入院、手術に対応する二次医療までを提供し住民の命を支え、安全で安心な暮らしを守るために重要な役割を果たしている。当院は町内で唯一の急性期病棟を持った病院であり、北根室地方の地域センター病院としての機能も担っていることから、地域住民の医療に対する要望も高齢化社会の進展により多様化しており、大きく変わろうとしている。さらに、国は高齢化の現状を踏まえ、地域における医療の状況に応じた病床の確保を目指し「地域医療構想」の策定を進め、根室地域における急性期病床、回復期病床、慢性期病床の配置を含めた検討を行い適正な病床配置を目指す計画を策定している。また、在宅医療の推進に伴う地域包括ケアの策定についても病院として大きな役割を担う事となる。今後も住民が住み慣れた地域で健康で、安心、安全な生活を送れるように地域の中核病院として当院の機能充実を図るとともに、住民の命を守る救急医療の向上、災害時における医療体制の確立が必要となる。																											
一 次 評 価	課題と達成状況	当院は町内における救急医療、根室北部地域における地域センター病院としての二次医療まで行う2つの役割を担っている。町内におけるこの役割を維持するために、救急医療体制の確立、二次医療圏として提供できる医療体制の確立のため医師や医療技術者の確保を行って来ているが、近年は常勤医師の確保が大変困難な状況となり、地域センター病院としての本来の機能である二次医療を行う事が達成出来ない状況である。中核病院として機能、目的を果たすためには、高度専門的な医療の確保と地域における病院、診療所との連携が不可欠となるが、根室北部地域では診療所などの民間医療機関が少なく、自治体病院が主体となって医療を推進しなくてはならないため、機能分担は進まない状況である。このような状況で平成27年度の成果指標である搬送件数は、昨年度より17件増となり目標数値からは43件と増加している。増加の理由としては、病院連携による三次医療圏の釧路市内への搬送、常勤医師の不在による入院診療が出来ない診療科の増加などにより、今後も搬送件数は増加するものと思われる。指標2の時間外受診患者数は羅臼町における診療所での救急対応、コンビニ受診に対する啓蒙活動などにより減少傾向となっており、目標は達成しているが、今後も広報等を活用し、救急体制医療体制の維持に努める。																											
	今後の方向性	北根室地域のセンター病院として、安定した医療を提供するには、医師を初めとする医療技術者の確保が重要な課題となっている。医師の確保については、専門医取得のため各診療科ごとに実施が予定されている専門医制度が医師の偏在を助長するのではと危惧されるなど、依然として大変難しい状況にある。 また、医療体制の確保と機能の維持に向けては、新病院として開院から16年が経過し各種医療機器の老朽化などに伴う更新、災害拠点病院としての機能強化のための災害医療派遣チーム(DMAT隊)の隊員の複数化などが必要となる。 さらに、平成28年度において策定される地域医療構想では病床機能の提供体制、地域包括ケアに対する当病院として果たすべき役割などについて検討を要する。																											
成果指標1	内 容	町外医療機関への搬送件数(件／年)								内 容									内 容										
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度					
	実 績	178	152	203	155	180	175	192	実 績								実 績												
	比 較		-6	45	-3	22	26	43	比 較								比 較												
成果指標2	内 容	時間外受診患者数(人／年)								内 容									内 容										
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度					
	実 績	8,412	7,222	7,095	6,481	5,930	5,171	5,477	実 績								実 績												
	比 較		-278	-405	-1,019	-1,570	-1,929	-1,623	比 較								比 較												
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法												
	総合施策評価のとり																												
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等												
	町立病院は、根室管内の地域センター病院であり、この地域住民の健康を担う重要な機関・組織です。地域医療の確保のため病院運営を地域で支える視点から病院の現状について、情報公開・共有が今以上に必要と思われます。																												

第6期総合発展計画　総合施策評価調書（事業年度　平成27年度）

施策体系		基本目標(章)					2 健康やかでやさしいまちづくり		大項目		7 医療体制の充実														
施策の目的		地域医療に支障を来さないよう現状医師数を確保し、増員に向けた要請・招聘を継続して行います。また看護スタッフ等においても定員管理を的確に行い、継続性のある取り組みを図ります。																							
主要施策		1 医育大学医局への派遣要請							2 地域医療振興財団等からの情報収集等							3 医療技術職員養成修学資金の活用啓発									
担当部		町立病院 [1・2・3]																							
現状と背景		地域における自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組む必要性があり、地域における他の医療機関、行政機関とも連携を図りながら、住民の健康の維持、増進、地域の発展に貢献することを使命としている。地域の医療の確保と病院の健全経営は地域における根幹を成すものであり、必要とされる医療体制の確立は最重要課題となる。しかし、当町を含む釧根地域には医育大学が無く、地域的にも都市圏から離れているなど、医師の確保は大変困難な状況となっている。また、医師以外の医療技術者についても確保が難しく、特に薬剤師においては、近年の調剤薬局の増加などにより不足が顕著となるなど確保に向けた対策を講じる必要がある。民間における医療の提供が限られている当地域においては自治体病院であり、地域の中核病院である当院の役割は大きく、今後も道内医育大学(医科)、北海道、地域医療振興財団などへ医師確保要請の取り組みを行うとともに、民間業者への医師募集広告掲載、修学資金制度の活用啓発など医療従事者の確保に向けた取り組みを行う必要がある。																							
一 次 評 価	課題と達成状況	地域医療を支える根幹は医師の確保であるが、平成16年度の医師臨床研修制度の変更や、地理的な条件などにより、当地域での常勤医師確保は困難を極めている。人口10万人当たりの医師数は全道平均の半分以下という状況であり、看護師についても7対1看護を行う急性期病院や都市部の大病院へ流失が続き、当院においても療養病床(19床)を一時休床し他の病床の維持に努めた。依然として地方の中小病院は看護師確保に苦慮している状況である。このような中で平成27年度の医師数は、大学、北海道地域医療振興財団、北海道病院会などから情報収集を行うなどして目標である22名の医師確保が図られたところである。今年度は眼科医師の退職により、常勤医師が不在の診療科が耳鼻咽喉科、泌尿器科、循環器科と併せ4科となるなど医師の確保は厳しい状況が続いている。成果指標2の看護師の確保については、目標の15名には達していないものの12名に貸付を行い、概ね定年退職者等の補充は可能となっていることから、今後とも必要に応じた貸付を行い看護師の確保に努める。																							
	今後の方向性	地方における自治体病院が安定的な医療の提供体制を確保するには、医師、看護師などの医療技術者の確保が課題であり、今後も道内の医育大学、北海道、地域医療振興財団などとの連携強化、要請活動を行い、道が実施している各札幌医大、旭川医大の地域枠卒業生が研修期間を修了(平成29年度以降)したあとの地方への派遣などを活用し医師の確保に努める。 また、近年、薬剤師の確保が困難となってきたことから、医療技術職員養成修学貸付金の活用も含めた長期的な計画により確保を図る必要がある。																							
成果指標1	内 容	医師数(かつこ内嘱託医師内数)							内 容								内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	
	実 績	19(1)	22(2)	22(2)	23(6)	24	25	22	実 績								実 績								
	比 較		0	0	1	2	3	0	比 較								比 較		0	0	0				
成果指標2	内 容	医療技術職員養成修学資金貸付者数(人)							内 容								内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	
	実 績	2	6	8	8	9	12	12	実 績								実 績								
	比 較		-9	-7	-7	-6	-3	-3	比 較								比 較								
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								
	総合施策評価のとおりに																								
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								
	二次評価のとおりに																								

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)					2		健康やかでやさしいまちづくり		大項目		8		社会保障の充実											
施策の目的		国民健康保険の安定的な運営に努め、生活習慣病予防による医療費の抑制に努めます。また、広域的な連携のもと、後期高齢者医療保険制度の適切な運営を図ります。さらに、国民年金制度の周知・啓発の充実を図ります。																								
主要施策		1 国民健康保険の安定的な運営						2 後期高齢者医療制度の円滑な運用						3 国民年金制度の周知・啓発												
担当部		町民生活部 [1・2・3]					住民保険課																			
現状と背景		近年の医療保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病構造の変化等により医療費が年々増大する一方、構造的な問題も一層深刻さを増すとともに、長引く社会経済の低迷とも相まって、その運営は非常に厳しい状況に置かれている。 こうした状況の中、増大する医療費を抑制するため特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられ、また国保制度を持続させるために幅広い世代の負担を見直す医療保険制度改革法が成立し、保険者を都道府県に移管することとなり、現在移行に向けての準備を北海道及び自治体代表者と協議を行っている。 国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤を成し、北海道移管後においても一部事務は市町村が行うことで町民の医療の確保と健康の保持増進を担うこととなる。																								
一次評価	課題と達成状況	指標1の国保加入者一人当たり療養諸費については、これまでの実績から全道平均を下回っている。要因として、高齢化率が全道の中で低いことが考えられる。 指標2の広報紙掲載については、制度改革に係る周知は広報紙に特集記事で掲載し、国保資格の取得・喪失手続や保険税納期限については広報紙及びFM放送においては毎月放送し周知を図っている。 国の指導により、中小事業者が国民健康保険から社会保険への移行が増加し、加入者が減少傾向にある。この移行により現役世代が減ることにより所得割課税者が減り、課税額が伸び悩むこととなっている。																								
	今後の方向性	国民健康保険事業の健全化に向けて、後期高齢者医療支援金や介護納付金など義務的経費の増加に対処するためとして、平成27年度に税率改正を行いながら、平成30年度北海道移管への体制を整えているが、加入者の減少と課税額の伸び悩みから厳しい財政運営となっている。 そのため、特定健康診査などを実施することによって、生活習慣病の予防による医療費の抑制を図り医療費の削減に努めていくこととしている。 後期高齢者医療にあっては、国保の都道府県移管の状況や今後とも進む高齢化を支える就業人口が減少傾向により、制度維持の根幹をなす世代間負担の割合に影響が大きく、制度改革が予測される。そのため、各種制度の正しい理解が得られるように広報紙などを活用した広報活動等により周知、啓発を図り、被保険者の保険料の納付意識の高揚に努める。																								
成果指標1	内容	国保加入者一人当たり療養諸費(国民健康保険事業状況より)							内容								内容									
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		
	実績	324,560	331,421	343,418	348,333	353,697	364,012	369,929	実績								実績									
	比較	251,018	265,899	266,271	266,277	272,998	279,311	268,683	比較								比較									
成果指標2	内容	広報紙掲載(保険料納付、制度周知)(回/年)							内容								内容									
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度		
	実績					16		18	実績								実績									
	比較	14	11	16	13	13	17	13	比較								比較									
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとり																									
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等									
	二次評価のとり																									

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		3 力みなぎる産業のまちづくり				大項目		1 農業の振興														
的の施策		安全・安心で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上を図るとともに、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業生産基盤の強化、担い手の育成・確保、農村環境、農業生産環境整備の充実に努めます。																						
主要施策		1 農業生産基盤の整備 4 安全・安心・良質な農畜産物の付加価値向上 7 畜産食品加工研修センターの充実							2 担い手の育成・確保と支援体制の強化 5 環境と調和した農業生産の推進							3 農地の有効活用 6 多様でゆとりある農業経営の促進								
担当部		経済部 [1・2・3・4・5・6・7]				(農林課・畜産加工研修センター)				建設水道部 [1]				(建設管理課)				農業委員会 [2・3]						
現状と背景		本町の農業は冷涼な気候を生かした酪農が発達し、北海道内においても別海町に次ぐ規模を誇る。また、商業の発展とあいまって農業機械、飼料・肥料などの関連企業も充実している。 コントラクターによる飼料調整作業やTMRセンター方式による飼料配送など作業の分業化が進み、より大型化が進んでいる。 カロリーの高い飼料用トウモロコシの品種改良が進み、当地でも作付けが大きく増えている。輸入飼料は為替レートに左右されやすく、地元での生産拡大は安定的な飼料提供につながるので、単価が安定する。 畑作では馬鈴薯が大半を占めていたが、10年ほど前から大根、ブロッコリーなどの作付けをはじめ、大根では100haを超える産地として本州方面にも出荷されている。 7加工研修は職員の技術力も高く人気があり、周辺の手作りチーズ工房からも信頼がある。製品評価も高く販売も順調である。							近年の酪農経営形態は、TMR・コントラクター等の導入により農業機械の大型化が進み、旧来型の農業交通量の構造で整備している郊外部舗装道路の損傷が激しく、農業交通に支障が生じている。 このような状況に対応するため、路上路盤再生工法等にて路盤改良を行い、大型酪農車両やミルクローリー・飼料運搬車両等の通行の改善を図る必要がある。 また、冬季に効率的な除雪と生乳集荷のミルクローリーが安全に通行できるように、矢羽型の視線誘導標(デリネーター)の設置が必要である。							本町の酪農地帯は「町道」「農道」の区別をせず整備を進めてきた。地方交付税の算入対象とするために「町道認定」を進め、町単独事業での改修は財政的にも実施は出来ないことから、団体営事業(地方公共団体営)と北海道実施事業(道営事業)が連携を図り整備を進めている。 課題として、冬期間除雪を必要としない郊外町道路線(砂利道)について、「町道」から本来的な「農道」に位置付けし、国土交通省によるガソリン税を財源とした道路特定財源から、農林水産省の一般財源による補助事業に移行し、再整備を図る方法を検討すべき時期にきている。				農業経営者の高齢化、後継者不足、農畜産物の輸入自由化及び生産資材の高騰など農業を取り巻く環境は厳しさを増している。また、離農等による農地を近隣農家が集積し1戸あたり平均農地面積は65haを超え労働力の増加により家族経営には限界が来ていると言われていることから、今後、後継者問題等により離農が増加することで、農地の遊休化が懸念される。				
一 次 評 価	課題と達成状況	TPP交渉の進展によっては、畜産品、乳製品の関税撤廃など大きな影響が懸念されている。 農家戸数の減少に伴い経営体の規模が拡大しているが、過重労働などを補うためにコントラクターやTMRセンターが普及してきた。環境の変化に経営モデルを合わせることでより生産性を向上させることができる。 後継者不足などによる離農は多く、近い将来に向けて新規就農者の確保が進んでいない。 農家数減少により牛乳生産量が減少している。 家畜糞尿の散布時の臭気が空港や市街地に流れ込み問題となっている。 農家収入の目標値は達成している。 新規就農者は、ほとんどが安定した経営をしているが、全体的に就農者は不足している。 7加工センター施設が老朽化しているので、今後の改修など方針が必要である。また、施設規模が小さく販売収入は黒字にならない。																		将来に渡って農業の継続の為には、担い手が安心して老後を向かえるための農業者年金加入推進と合わせて農業後継者の配偶者対策が必要であり、女性との出会いの場の提供を行なっているが短期間で成果は難しい問題である。。また、離農が進み家族による大型農業にも限界が来ていると言われ、既存の「担い手」には農地集積が進んでいるが、今後の農地処分は、現在の担い手だけでは飽和状態となりつつある。				
	今後の方向性	草地の生産性向上を図るために草地整備事業の導入を推進する。経営規模拡大が進む中で、TMRセンターやコントラクターなどによる地域内の省力化を推進し、併せて後継者・新規就農者対策により経営の引継ぎを円滑化する。 生産される牛乳のほぼ全量が大手乳業メーカーに出荷される中であるが、酪農・畑作を含めて農産品の付加価値化を検討することが必要であり、平成27年度に策定された「根釧酪農ビジョン」、平成28年4月からの第6期中標津町総合発展計画後期計画により方針付けする。 付加価値に関しては、3－3の中小企業基本条例に記載してある下山准教授の経済分析による「強い1次産業に比べて本来強みとなるべき2次産業が弱い特異な経済構造であり、他地域と違う独自政策が必要だが、その分伸びも期待できる。2次産業を育成することで若年層の流出を食い止める労働機会を確保できる。」といった、付加価値型の産業育成を提言している。 この提言からも、1次産業への付加価値付けから2次産業の育成へと向かうことが必要である。 環境対策は重要な施策として推進しなくてはならない。 畜産食品加工研修センターでは農業高校と連携するとともに、北海道が進める「北海道食品機能性標示制度(ヘルシーDo)」について乳製品を中心に新たな製品づくりのため調査研究を行う。							ふるさと農道緊急整備事業は根拠法を持たない時限立法による事業であり、国も財政的に厳しいため、平成25年度で事業廃止し、現在は「地域活性化事業債」により、中標津町と北海道で事業費負担実施している「道営農道特別対策事業(農特)」で事業展開している。 TPP問題、農協改革等、農業振興の方向性は不明確だが、「酪農道路」は、稲作・畑作地帯と違い「国道・道道・市町村道」すべての道路を流通路線として通年道路を使用しなければならない。 基幹産業である酪農業の物流に多大な影響を及ぼす事が考えられるため、農林水産省が所管する農業農村整備事業による農道改良整備の継続は重要である。											基幹産業である農業の維持継続のためには、農業後継者の配偶者確保等は担い手の育成、支援体制としての欠かすことの出来ない施策である。また、離農が進み農地が飽和状態とならない様、意欲のある担い手に集積すると伴に、新規就農による担い手確保等農地の遊休化の未然防止が必要である。				
成果指標1	内 容	生産農業所得(1戸あたり)							内 容								内 容	交流会の開催(回/年)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	14,238	16,345	16,234	15,567	16,793	17,237	21,374	実 績								実 績	2	2	3	3	2	3	2
	比 較		2,107	1,996	1,329	2,555	2,999	7,136	比 較								比 較		-1	0	0	-1	0	-1
成果指標2	内 容	新規就農者数(累計)(人)							内 容								内 容	農地利用集積(%)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	0	1	2	3	4		6	実 績								実 績	87.00	86.73	87.60	88.47	88.63	88.40	88.80
	比 較		1	2	3	5	6	7	比 較								比 較		-4.27	-3.40	-2.53	-2.37	-3.60	-3.20
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							二次評価対象外		
	総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり																
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							外部評価対象外		
	二次評価のとおり							外部評価対象外																

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		3 力みなぎる産業のまちづくり				大項目		2 林業の振興														
施策の目的		森林資源の整備及び質的充実を促進し、二酸化炭素の吸収など森林の持つ環境保全機能の充実、水資源のかん養や町土保全、人と森林の共生や資源の循環利用に努めるとともに、持続可能な森林経営と林業・林産業の活性化を図ります。また、根釧台地の格子状防風林の保全、酪農家との連携強化による河畔林・耕地防風林・屋敷林などの緩衝地帯を整備し、環境保全対策を促進します。																						
主要施策		1 森林資源の育成・保全						2 林業・林産業の活性化						3 森林環境の保全と活用										
担当部		経済部 [1・2・3] (農林課)																						
現状と背景		当町の人工林はカラマツが多く植栽されている。昭和40年代より積極的に植栽されたカラマツが伐採時期を迎えている。若令の樹木は木材として不安定で、カラマツは特にヤニの多さやねじれる性質から利用に関して研究されてきた。北海道内のカラマツも多くが材木として安定する時期に達し、木材利用するために林産試験場などで研究が進み、ある程度の条件でほぼ問題なく利用が可能となっている。当町では早くから間伐、枝打ちを実施し木材としての価値を高める施策を行ってきた。 平成24年に地域材利用推進方針を策定した。 近年、地球温暖化が問題視される中で森林資源を充実させることは地球的課題であり、併せて森林の持つ防風、土砂崩壊防止、水源涵養など公益的な機能の充実も期待されている。																						
一 次 評 価	課題と達成状況	カラマツ材利用は大きな課題であり、25年度に木材フォーラムを開催し継続した取り組みを行っている。一次産業である農業・林業・水産業はそれぞれがお互いに深い関係がある、木は水や土地を守る存在であり、一次産業を主としている当地域にとっては環境バランスを保つための重要な位置にある。公有林面積はほぼ変わらないが、私有林は農地開発などで減少している。趣味で森林を持つのでは面積を維持できない。手厚い保護と、木材の利用推進は重要である。 成果指標である人工林面積のうち、公有林は減少しないが私有林面積が減少している。この傾向は続くと思われる。																						
	今後の方向性	伐採時期を迎えるカラマツの更新を計画的に進めなくてはならないが、少し遅れ気味である。重大な状態ではないが、更新速度を速めなくてはならない。 カラマツ材の利用は資源、加工、利用が地域内で循環することから、経済循環としては理想的であり、ぜひ成功させる必要がある。これまで以上の推進体制作りと研究が必要である。木材利用フォーラムは継続する必要がある。 森林の持つ公益的機能の増加を図るために、私有林への助成制度の充実と町有林の適時施策が大切である。 また、木材、森林への理解を深めるため、植樹祭などのPR事業展開は長期的に行うことが必要である。 さらに、当町を中心に存在する格子状防風林は北海道遺産に指定され、ロングトレイルではその中を歩くことができるので観光資源として価値があることもPRしていきたい。 J-クレジット販売については、地元企業等を通じたクレジット付商品の開発販売等も研究したい。																						
成果指標1	内 容	人工林面積(町有林+民有林)(ha)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	3,773				3,779		3,783	実 績								実 績							
	比 較	3,773	3,778	3,746	3,692	3,692	3,682	3,647	比 較								比 較							
成果指標2	内 容	天然林面積(町有林+民有林)(ha)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	3,638				3,638		3,638	実 績								実 績							
	比 較	3,638	3,636	3,636	3,624	3,622	3,622	3,618	比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	二次評価のとおり																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		3 力みなぎる産業のまちづくり				大項目		3 商工業の振興														
施策の目的		中小企業が活性化することで地域経済の活性化につながることから、中小企業振興基本条例に基づく支援等施策を展開します。また、中心市街地に賑わいを呼び戻すため、空店舗対策、まちなか賑わい創出のためのイベント等を含め、中長期的に立った市街地活性化のための対策を強化します。さらに、関係機関との連携による特産品のPR活動等積極的な事業展開を実施します。																						
主要施策		1 中小企業支援策の検討推進 4 まちなか賑わいの創出								2 融資制度の充実 5 空店舗対策及び創業者への支援						3 既存企業の体質強化 6 特産品の開発・PR活動の展開								
担当部		経済部 [1・2・3・4・5・6] (経済振興課)								建設水道部 [3] (都市住宅課)														
現状と背景		当町の商業は周辺の町よりの買い物客も多く人口規模では45,000人近い調査報告がある。近年のモータリゼーションの発達とバイパスの完成により、大型店が相次いでバイパスに移転、開店し旧国道沿いの市街地商店街は対抗策を見出せずにいる。街中の賑わいについては、イベントなど一過性の盛り上がりはあるが、それが商店街の賑わいにつながってはいない。空き店舗対策として実施している助成制度は一定の利用がある。平成23年に中小企業振興基本条例が制定され、活発に議論や経済分析など基礎的な調査も行われるなど、いろいろな対策が検討されている。平成24年～25年には地域雇用創造協議会を立ち上げ、企業の雇用拡大に向けたセミナーや求職者向け講座を開催し、一定の雇用を創出している。平成27年度からは「実践型地域雇用創造事業(厚生労働省の委託事業:実施期間2年9ヶ月)」を実施し、雇用事業の拡充を図っている。								本町に建築される住宅のうち、町内工務店の受注率は、約7割で、約3割は、町外の工務店が受注している。その内大手建築メーカーの受注は、1割程度であるが、町内工務店の建築技術力の向上と技能士の慢性的な不足が原因で、民間建設需要に対応できない状態が続いている。公共建築工事にも同様の影響があり「入札辞退」「不落札」が道内の一部自治体で大きな問題になっている。大手建築メーカー等は豊富な情報収集力で最新技術論や現場技術を取り入れた住宅建築を展開している。このため、関係機関、技術研究機関、建築団体と協力して建築技術の講習会などにより、最新技術の普及や情報提供に努める。														
一 次 評 価	課題と達成状況	地域の人口減少は大きな問題であり、企業全体に影響がある。域内向けの企業は圏域を広げることでよりカバー人口を増加させてきたが、広がりには限界があり人口減少とともに衰退することが予想される。そのため、魅力向上による来訪のきっかけ作りや観光客の増加がひとつの対策となる。また、域外への対策としては、規模の大きな一次産業から派生する二次産業の育成を図ることが必要である。特に製造業は雇用を生み安定した定住者を作り出す。企業誘致のための産業振興奨励補助金は5千万円以上の投資があり雇用も5人以上の増であり、ハードルを少し下げた地元企業の投資を促進するような施策が必要であり、中小企業振興審議会で必要施策を検討中である。平成26年から店舗、事務所の改築などの補助制度として「中小企業応援事業補助金」を創設した。商業関係の統計資料が少なく、町として企業の状況把握ができていないので対策が必要である。空き地空き店舗対策では助成利用も多く目標は達成している。								技術講習会の実施については、北海道(根室振興局建設指導課)との共催により研修経費は全て北海道で負担した。また、住宅情報の発行は研修時の資料提供として北海道の研修経費で対応したが、中標津町内の民間フリーペーパーで「住宅情報」が発行されている。課題として、中標津町内の建設技術者・技能者の育成は喫緊の課題であり、将来的にも一般住宅、公共建築物全ての長寿命化対策に影響が大きいので、施策として「医療職員」「就農支援」に続き「建設技術支援制度」を建設業協会等と連携し検討していく必要がある。														
	今後の方向性	観光は重要な経済対策であるといった認識を全庁的に持ち、横断的な各種イベントや会議、大会などの積極的な誘致体制作りが必要である。滞在環境の良さや特徴的なものづくりやイベントなど話題づくりによって集客を増やすことが小売店などの販売増加につながる。企業の積極的な投資と雇用に対する助成制度を拡大し、製造業の起業を促すための制度設計や技術研究をする必要がある。現在、中小企業振興審議会で経済分析などを行い、必要施策を検討中である。街なかの賑わいについては、一過性ではない人を滞留させるための施設、歩いたり見たりする空間が必要である。既存施策については継続と拡充が必要である。特産品については、なかしべつ観光協会との連携による新規事業などの検討を進める。								北海道と連携し、町内工務店・建築技術者に対して講習会を通じて最新の建築技術の普及や地域に即した建築技術の普及に努める。民間による住情報誌の発行などの状況を見ながら町内の住宅建設について「適切な時期」「適切なテーマ」を検討し町HPを活用し情報提供を行う必要がある。町内工務店の技術者の連携と技術向上、さらに高齢化し限られた人数の技能士(左官・板金工・型枠工・鉄筋工)の新たな育成が中長期的に必要であり、今後この「技能士不足」の状況がさらに進むと大規模災害が発生しても早期復旧が困難で、仮設住宅も建設できない事態が危惧されている。														
成果指標1	内 容	年間販売額合計(百万円)								内 容	技術講習会の開催(回/年)						内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	109,135	データーなし	データーなし	データーなし	データーなし	データーなし	データーなし	実 績	1	1	1	1	1	1	1	実 績							
	比 較								比 較		0	0	0	0	0	0	比 較							
成果指標2	内 容	中心市街地の歩行者交通量(人/日)								内 容	住宅情報の発行						内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	2,810				2,879	3,012	データーなし	実 績	3年に1度	1	-	1	1	-	1	実 績							
	比 較		-2,950	-2,950	-2,950	-71	-78		比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法									
	ふるさと納税では、商品を買うという考えが強いが中標津町を売り込む仕組みを検討する。								総合施策評価のとおり															
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等									
	二次評価のとおり								二次評価のとおり															

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		3		力みなぎる産業のまちづくり		大項目		4		観光の振興															
施策の目的		観光の振興を図り、物流や人の往来など外部からの域内消費を増やし地域の産業・経済を安定させ、雇用機会の創出、域外への発信につなげるサイクルを確立し持続的、安定的で魅力あるまちづくりを行います。																									
主要施策		1 広域観光・交流機能の充実						2 観光客等の誘致						3 観光推進体制の充実													
担当部		経済部 [1・2・3]				(経済振興課・空港対策室)																					
現状と背景		観光は重要な地域振興施策であり、滞在日数を増加させることは大切な課題である。空港のある町としてはゲートウェイ機能を充実させ、周辺地域へ観光客を送り込むための機能充実に努めている。このことから、当町は当町のみ観光を追及するのではなく、周辺との連携が重要であるとの認識から広域観光を大きな目的としている。 修学旅行、体験観光など、管内によるPR事業やモニターツアーを実施し観光客の増加に向けた事業展開を実施している。大規模な観光地がないこともあり、PRしにくいといった概念があったが、広域に連携することでスケールメリットを出すことを追求している。 管内が一体となった誘致活動が動き始め、一体感のある観光地作りに向かっている。 平成25年より観光協会が法人化し専任事務局長を配置した。併せて、平成26年より地域おこし協力隊を採用し外からの目で観光担当として地域の情報発信、事業の推進を担っている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	修学旅行誘致に関しては、北海道からの補助があり管内の担当者によるPR活動を展開しているが、今後の資金対応についても継続の必要がある。 当町は周辺地域の中では飲食が充実しているといわれており、昼食・夕食などのPRと新しい食の研究は積極的に行う必要がある。 根室管内への移動は航空機が最も利用しやすいので、空港利用促進と広域観光を併せた事業推進が必要である。 当町は空港があり利便性が良く、阿寒や知床などの有名観光地への適度な距離は滞在地として有望な資源である。 観光素材は良いがイベントはマンネリ気味であることから、新たな取り組みによる展開を考える時期でもある。 観光客入り込み数及び宿泊数については、目標を達成していない。																									
	今後の方向性	観光は重要な経済対策であるといった認識を全庁内に持ち、横断的な各種イベントや会議、大会などの積極的な誘致体制作りが必要である。 個人客が増加する中で、既存の大規模観光地は危機感を増し結束したPR活動や新規イベントを展開している。当地域ならではの資源を生かした新たな観光地作りを推進する必要がある。 空港利用推進は観光推進であり料金体系やサービスなど積極的な要請、PRが必要である。 国内外旅行者誘致は国・北海道の推進課題であり、当地域においても乗り遅れぬよう推進する。台湾チャーター便は継続実施したい。 「ひがし北海道観光事業開発協議会」が主体的に進めている「広域観光周遊ルート形成事業、道東5空港活性化推進協議会、道東wifi推進協議会」の事業には、積極的に関わり広域観光を推進する。																									
成果指標1	内 容	観光入込客数(万人)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	37	30	33	33	33	32	34	実 績								実 績										
	比 較		-9	-6	-6	-6	-9	-7	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	宿泊客数(人)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	44,000	47,000	48,000	47,000	51,000	47,000	45,000	実 績								実 績										
	比 較		1,000	2,000	1,000	5,000	-1,000	-3,000	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)					3	力みなぎる産業のまちづくり					大項目	5	6次産業化の推進									
施策の目的		農畜産業が食品産業、流通業、観光業等の地域の他産業と連携することにより、地域の産業を推進し、また、中標津特有の資源を発掘・開発し、その商品化、事業化を進め、付加価値のある地域ブランドとして確立し、地域おける雇用と地域経済の活性化を図ります。また、町有林より生産されるカラマツ材を一般建築材として活用するためにその方策を研究し、優良カラマツ材としてブランド化を図ります。																						
主要施策		1 農畜産物加工・流通の支援 4 新産業の支援							2 地域内連携による経済活性化							3 優良カラマツ材のブランド化を図るための利用促進								
担当部		経済部 [1・2・3・4]							(農林課)															
現状と背景		自らが生産、加工、販売を手がけている農業者が数戸あるが、各種産業との連携は不十分である。質の良い資源の利用を活用した産業創出は、農業の将来のためにも重要である。 カラマツの利用は喫緊の課題であり、資源と製造、利用が存在するまさに六次産業向けの素材であるが、カラマツの特性であるねじれやヤニの多さが建築材として敬遠されている。しかし、この点についてはすでに乾燥技術の進化によって解決済みであることが十分PRされていない。理解が今後の利用推進の大きな課題である。 カラマツ利用は地域材利用推進方針が策定され、今後の利用を推進する体制が出来た。																						
一 次 評 価	課題と達成状況	域外への対策として、規模の大きな一次産業から派生する二次産業の育成を図ることである。特に製造業は雇用を生み安定した定住者を作り出す。 企業誘致のための産業振興奨励補助金は5千万円以上の投資であり雇用も5人以上の増であり、ハードルを少し下げた地元企業の投資を促進するような施策が必要である。 資源を多角的に加工するための情報や技術化が不足しているので、それらに対する研究組織を立ち上げる必要がある。十勝やオホーツクは以前より食材研究を行い成果をあげているが、釧根地域は各地に水産物研究施設はあるが広域の食材研究はなく、広域での対応が必要である。 地元木材を構造材として利用した新児童センターが完成した。 新斎場、計根別学園、町営住宅などにも木を多く使う試みがなされている。																						
	今後の方向性	今後、農業の制度改正が進むにつれ、農家個々による事業展開はますます盛んになると予測される。当町を含む近隣には農畜産物や海産物の資源は豊富であり、ブランド化を推進しより付加価値をつけるために2次産業である製造業の誘致、起業を推進することが雇用を生み人口の安定化につながり消費をもたらす。この循環を作ることが地域の重大な政策である。 カラマツ利用に関する研究会の継続的開催と、町が積極的な利用推進策を展開して早期に利用を作り出すべきである。 市場の民営化により、平成28年6月に新たな水産加工施設がオープンし、より活発な流通活動が期待できるので、支援体制を強化する。																						
成果指標1	内 容	6次産業化に取り組んでいる農業者数(戸)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
		4				4		4																
	実 績		4	4	4	4	7	5	実 績								実 績							
成果指標2	内 容	優良カラマツ材を使った施設の建築(件)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
		0				0		1																
	実 績		0	0	0	0	3	3	実 績								実 績							
二次評価	自己評価に対する意見等	今後の施策の取組内容の展開方法							自己評価に対する意見等	今後の施策の取組内容の展開方法							自己評価に対する意見等	今後の施策の取組内容の展開方法						
		6次産業化の取り組みとして、生産・製造・販売という仕組みづくりに向けた行政側の窓口一本化を検討する。																						
外部評価	自己評価に対する意見等	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等	自己評価に対する意見等						
		6次産業化については、第1次産業である農林業者によるものに限らずに第2次・第3次産業の事業者によりすすめることも想定した相談体制を検討願います。 畜産食品加工研修センターは、起業目的とした研修受講者に対する支援方法の検討や中標津農業高校との連携を更に推進し、人材育成を進めることを検討願います。 地域資源を活かした新たな産業を創出することが、今後期待されるところであることから、人材育成と併せて起業の希望者への対応策を検討願います。																						

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)				3		力みなぎる産業のまちづくり				大項目		6		雇用対策の推進											
施策の目的		失業者または季節労働者の通年雇用化に向けた取り組みを多様な観点から継続的に推進していきます。																									
主要施策		1 通年雇用化対策の推進								2 季節労働者への就労対策の推進								3 雇用の確保に向けた取り組み									
担当部		経済部 [1・2・3]								(経済振興課)																	
現状と背景		雇用環境は幾分改善されつつあるが、季節労働者は平均年齢も高く通年雇用化が進まない。平成19年に根室管内通年雇用促進協議会が結成され、セミナー、技術取得講習会を開催し通年雇用化を推進している ので、数字としては成果が出ている。 また、平成24年より2年間、地域雇用創造事業を実施し求職者のスキルアップ、企業の事業展開支援、合同求人説明会を開催し、求職者と企業を結びつける取り組みを行っている。平成27年度からは「実践型地域雇用創造事業(厚生労働省の委託事業:実施期間2年9ヶ月)」を実施し、雇用事業の拡充を図っている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	季節労働者の通年雇用化は実績が出ているが、高齢者には対応しにくい。 地域雇用創造事業での成果は、平成24年度で目標50人に対して49人、25年度は目標50人に対して 23人であった。平成27年から「実践型地域雇用創造事業」が取り組まれた。 中小企業振興基本条例が制定されたことにより、中標津町の経済分析が行われた。 企業誘致や起業による雇用環境の改善は人口減少対策にも効果がある。																									
	今後の方向性	ハローワークなどと連携し、通年雇用化と新規就職のミスマッチを少なくする求人説明会などは継続した取り組みが重要である。 地域雇用創造事業の次のステップとして、実践型地域雇用創造事業を検討する。 また、企業の業績が向上しなければ雇用は増えないので、地域の資源を利用した製造業の起業など新規取り組みや企業誘致による雇用改善、観光産業による交流人口増を推進する必要がある。																									
成果指標1	内 容	通年雇用化人数(人／1年間)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	11	7	14	18	24	26	19	実 績								実 績										
	比 較		-6	1	5	11	11	4	比 較								比 較										
成果指標2	内 容									内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績								実 績								実 績										
	比 較								比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4		利便性のある調和のとれたまちづくり		大項目		1		計画的な土地利用と市街地整備の推進												
的の施策		都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画、森林整備計画など、土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的な土地利用を推進します。また、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、まちの中心に人や施設、各種機能が集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりとあわせて、企業誘致などによる定住人口の拡大をめざします。さらに、町有未利用地の有効活用と遊休地処分を図ります。																						
主要施策		1 計画的な土地利用の推進 4 町有未利用地の有効活用							2 都市計画マスタープランの推進 5 移住対策の推進					3 市街地整備の推進										
担当部		経済部 [2・4・5] (経済振興課)							建設水道部 [1・2・3・4] (都市住宅課・建設管理課)															
現状と背景		北海道が始めた団塊の世代移住事業は、開始当初大変注目を集め北海道の一大事業となったが、人口対策のための移住事業と交流推進のための長期滞在事業とに分かれつつある。移住はハードルが高い。ただし、当町は教員など管内退職者の移住先となっているのは以前からのことであり、そこにあえて施策展開する必要性は少ない。							平成23年度に策定した新たな都市計画マスタープランにより、都市計画区域内の土地利用(用途地域)の見直しを含めて、都市機能をコンパクトに集積し「都市経営コストを増大させないまちづくり」への転換を進めている。 特に中心市街地は近年、地域コミュニティ活力が低下しつつあり、高齢化等により交流機能など中心市街地の役割を取り戻すことが求められている。 点在する市街地の町有未利用地を有効に活用できるよう用途を検討し、遊休未利用地については隣接者・移住者に売却等の推進を図る。															
一 次 評 価	課題と達成状況	移住者の希望は市街地より郊外地を希望する場合が多いようであり、町有地を安価に販売すべきか課題も多い。							平成23年度策定の都市計画マスタープランに基づき、都市計画用途地域全体の見直しと、用途未指定地域における特定用途制限地域の検討作業を進め、平成26年9月定例会において承認され、都市計画決定している。 都市計画マスタープランの地域別構想に沿って3団体が「街づくり協議会」を設立し行政とともに活動を推進している。 中心市街地は平成23年度に完成した「タワラマップ親水広場」をメイン会場に、商工会と街づくり協議会が協働で四季を通じたイベントを企画し中心市街地活性化に寄与している。 町有遊休未利用地については、宅地にするための接道整備・区域測量・造成・上下水道整備など経費が必要で、これらの整備費を購入希望者負担を条件とした「現状渡し方式」による売り払いは厳しく、隣接者・移住者への売却に至っていないのが現状。															
	今後の方向性	事業名は移住事業だが、長期滞在希望のほうが圧倒的に多い。 地方の人口減少が問題化される中で、国が都会からの高齢者地方移住の施策を提案している。「眉山節考」と批判はあるが、受け入れを表明する地域もあり、事業として展開された場合などの対応を考えておく必要がある。 移住のための町有地の売り払いは必要性が少なくと考えていたが、今後の展開次第では再考の必要もある。 企業誘致については情報収集に努め、支援制度整備などの検討を進める。							都市計画マスタープランに沿ったコンパクトな街づくりを推進し、効率的な土地利用と秩序ある計画的な街づくりを図っていくが、「規制による街づくり」とならないように地域別構想を住民と協働で進めていけるように更なる「街づくり協議会」の設立を支援していく。 平成25年度より観光協会が法人化し自主的な活動が期待されている。観光の要素を取り入れた中心市街地の活性化に官民が連携して取り組んでいけるような体制づくりが必要。 町有遊休未利用地については期限付き貸付を含めて検討し、管理経費(草刈・バリケード・立看板等)の低減に努めているが、平成26年度の過去に例が無い豪雪により「公共空地」が道路除雪・地域住民の排雪場所として重要性を改めて認識させられた。開発行為による「緑地」と未利用地である「公共空地」の役割を再度検討し処分を検討すべきである。 また、平成26年度に町有地の旧営林署跡地を売却し建設した「大地みらい信金りんどう支店」は、平成27年1月に完成し営業開始した。 未利用町有地と隣接した民地が合わさる事により、新たな利用価値の向上が考えられる為、今後積極的な町有地売却のPRが必要である。															
成果指標1	内 容								内 容	土地貸付面積(㎡)							内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								742,163	742,163	742,163	742,163	742,163	742,163	758,223	実 績								
	比 較									0	0	0	0	0	16,060	比 較								
成果指標2	内 容								内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目)	26年度	最終年度 27年度
	実 績															実 績								
	比 較															比 較								
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり																
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	外部評価対象外							二次評価のとおり																

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4		利便性のある調和のとれたまちづくり		大項目		2		景観形成の推進												
施策の目的		地域の特性を生かした中標津らしい魅力ある景観形成と、自然環境と調和した美しい景観形成をめざします。																						
主要施策		1 景観法に基づく景観計画の策定							2 景観の質の向上、保全、活用の推進							3 景観形成の普及・啓発等の推進								
担当部		経済部 [2] (農林課)							建設水道部 [1・2・3] (都市住宅課)															
現状と背景		平成9年に景観条例を施行し「ふるさと中標津の良好で緑豊かな自然景観や酪農景観などを守り、つくり、育てる」ことを目的に景観形成に取り組んでいる。 空港から市街地までの道路は、アカエゾマツとシラカバの並木があり「お迎えロード」として景観を作り上げている。また、市街地から開陽台までは中標津のペースとなる観光道路であり、整備が必要である。							本町は平成9年度に「景観条例」を施行し、「ふるさと中標津の緑豊かな自然景観や酪農景観などを守り、つくり、育てる」を目的に景観形成に取り組んできた。 この間「国道272号沿道景観」や「携帯電話基地局設置に関する景観形成基準」の施行により、市街地景観・農村景観の保全を中標津町景観審議会とともに審査・誘導を行っている。															
一 次 評 価	課題と達成状況	並木は植栽面積が狭く、シラカバ・アカエゾマツともに高木になることから電柱の直下に植栽した場合など枝打ちや上部切断により不格好な状態となり景観上好ましくない。 新規植栽や樹種変更により並木保全を継続する必要がある。 開陽台までの路肩の草刈は過去に2度行われていたが、予算の都合で1回になっている。「シンボルロード」として2回刈払いが必要である。							景観形成団体の新規組織化の推進や、住民が精神的・文化的に豊かな郷土景観に対する関心が高まるような景観学習が必要であり、規制のみの行政指導は住民理解に限界がある。 そのような状況下で、平成24年度に「太陽光発電施設設立に伴う景観形成基準」を施行し、敷地面積1万平方メートル以上の事業者に対して統一した指導助言が可能となり、平成27年度は2件の協議を実施している。 自然エネルギー政策と景観による事業規制は経済活動の停滞を招く事と、景観に対する価値観の違いもあり指導は難しいが、事業者に対し本町の景観に対する取り組みが理解されている。 また、平成22年度から継続している啓発事業は、平成27年度は実績は無かったが、今後も内容を変えて継続実施していく。															
	今後の方向性	農村風景は観光にとっても重要であり、整理された美しい農場は道路から見ても気持ちがよく、地域の価値が向上する。一方で堆肥舎や放牧パドックが遮蔽もなく道路に面したり、野積みの堆肥がせっかくの景観を損なっている場合などがある。 外部専門家などを通じて、農村景観を美しく見せるための方策を検討する必要がある。							目標としている新たな「景観計画」の策定については、太陽光エネルギー政策や携帯電話基地局の防災利活用など、国・北海道の新たな法体系や施策と整合性を図り進めていく必要があり、平成27年度も策定は見送り、景観行政団体への移行と併せて、後期基本計画(H28～H32)の早い時期を目標に「景観計画」の策定を進めたい。 本町が先進的に策定した「景観条例」「国道272号沿道景観基準」「携帯電話基地局設置に関する景観形成基準」「太陽光発電施設設立に伴う景観形成基準」は常に見直しを検討し、景観に係る行政指導は結論を景観審議会に依存しない行政システムを構築すべき時期にきている。 町民の景観への関心熟度をみて、行政と町民が共に次の段階の景観行政を進めていくべきである。															
成果指標1	内 容								内 容	景観計画の策定(条例化)							内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	実 績							
	比 較																比 較							
成果指標2	内 容								内 容	景観形成団体の育成(団体数)							内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								2	2	2	2	2	2	2	2	実 績							
	比 較									0	0	0	0	0	0	0	比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり																
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	外部評価対象外							二次評価のとおり																

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4 利便性のある調和のとれたまちづくり				大項目		3 道路・交通網の充実														
施策の目的		町民生活の利便性向上や地域の活性化に向け、高規格道路の整備促進をはじめ、町道等の維持管理の充実を図ります。また、身近な移動手段である公共交通システムの維持に努めます。さらに中標津空港の利用者促進を図ります。																						
主要施策		1 高規格道路等の整備促進 4 公共交通機能の強化				2 町道等の生活道路の整備 5 安定した航空路線の維持・活用				3 安全な道路環境の維持														
担当部		総務部 [1] (企画課)				町民生活部 [4] (生活課)				経済部 [5] (空港対策室)														
現状と背景		釧根トライアングル構想で構成されている釧路中標津道路、根室中標津道路は、広域分散型の地域構造を有する根室・釧路地域において、緊急・重症医療患者の輸送路確保による町民生活の安定、農畜産物や水産物の物流の促進、中標津空港へのアクセスなど人的、物的交流による地域の活性化が期待される路線であることから早期の整備が必要である。				公共交通機関については、町有バスが市街地との移動手段として郡部3路線を運行し、民間事業者が市街地を循環する市内循環線と他市町間とを結ぶ生活バス路線を運行し、5路線となっている。 しかし、郡部の人口の減少に伴い町有バスは年々利用者数が減っていたことから、平成26年10月に利用調査を行い、生活交通確保維持改善計画を策定し、定量的な目標・効果により路線の変更と、市内循環バスは路線延長の要望から路線の見直しを行った。				中標津空港は道東地域の交通拠点のひとつとなっている。JR廃止後の札幌圏への移動にはなくてはならない存在であり、首都圏からの観光やビジネス利用も地元経済に大きな影響がある。特に現在の札幌便3便体制は維持しなければならない。 平成22年に札幌線が丘珠空港から千歳空港へ移動したが、国内や国外への移動の利便性は著しく向上した。 また、首都圏と直結する東京便についても地域への観光客の誘導のためにはなくてはならず、関係機関との連携、要請活動などは積極的に展開しなくてはならない。														
一 次 評価	課題と達成状況	地域高規格道路釧路中標津道路は、総延長100kmに対して19.2km、地域高規格道路根室中標津道路は、総延長40kmに対して8.0kmの整備が完了しているが、地域の人的、物的交流をはじめ災害時における緊急道路として、早期の完成を引き続き要望することが重要である。				指標1の町有バス利用者数については、路線延長により市街地の利用者については増えてきている。 指標2の市内循環線利用者数については、路線変更により減便となったことから一部の地域の利用者の減少が見られる。				羽田空港～中標津空港間の価格設定は、羽田空港～九州方面空港と比較して高めの設定であり、是正対策が必要である。 利用客増はPRやツアー造成など直接的な影響を与えることが、旅行のきっかけ作りとして重要であり、効果的な対策が必要である。 搭乗人数の目標については達成しているが、空港利用客数が200,000人以下では少人数利用空港となるので、当面は200,000万人を目指す。(平成27年度 195,500人) 搭乗率は機材の席数にもよるが、目標を達成していない。 外国旅行者の誘致については、2月に2年目となるチャーター便による台湾との相互ツアーが実現し84名が訪れた。 また、国内では昨年に引き続きフジドリームエアラインによるチャーターが就航し、名古屋小牧、松本など全国13空港から70片道便、3,904名(述べ)の搭乗者数となった。														
	今後の方向性	根室中標津道路の別海町中春別から中標津市街地までの区間については、通勤者を含めた交通量も多く、道路幅も狭いことなどから、調査区間の指定について強く要望していく。				町有バス路線は、高齢者が自動車運転免許返上を行った場合においては必要な公共交通であり、今後とも地域の生活路線や児童生徒の通学路線としての維持が必要である。 市内循環線は、路線の延長要望により路線の見直しを行ったところではあるが、一部区間で利用者が減少となったことから、地域事情を含めながら運行方法を考えることとする。 今後は、利用者のニーズの把握と町民に利用してもらえる企画も考えていきたい。 また、各バス路線の利用促進のため、利用しやすい路線マップや乗り方についての周知を図る。 JR代替バス路線は、一部の路線見直しを行い利用者の利便性を図っているが、利用者の減少が続いており、運行維持のための標津線代替輸送連絡協議会のあり方を再検討する必要が生じている。				航空機の利用者を拡大するには観光事業と連動した積極的なPRを国内外問わず展開し、搭乗者数の増加に努め、まずは20万人の目標を達成したい。 広域観光による利用拡大のために、周辺地域との連携や道東の各空港との連携などを強化する。 航空会社と連携し、ANAwebを利用した商品販売を推進する。 当地域の観光は知床横断道路の通行と密接な関係があり、閉鎖とともに利用が減少する傾向がある。このため、11月から4月までの期間の閑散期対策を実施し新たな観光事業展開などを充実する。 また、チャーター便については、台湾との相互チャーターを継続して行きたい。 フジドリームのチャーターについては、今後も継続して就航となるように積極的にPRに努めたい。 今後も多くの観光客誘致のため、積極的にチャーター便の乗り入れを進める。														
成果指標1	内 容								内 容	町有バス利用者数(人)							内 容	航空機搭乗者数(人)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								実 績	4,855	3,896	2,482	2,828	3,011	4,100	6,313	実 績	167,325	169,223	175,037	188,963	192,215	194,530	195,467
成果指標2	比 較								比 較		-1,104	-2,518	-2,172	-1,989	-1,100	1,113	比 較		-10,777	-4,963	8,963	12,215	9,530	5,467
	内 容								内 容	市内循環線利用者数(人)							内 容	航空機搭乗率(%)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								実 績	49,559	53,202	52,334	50,401	46,868	42,159	25,585	実 績	65.72	60.69	60.02	54.15	63.48	65.26	65.35
	比 較								比 較		3,202	2,334	401	-3,132	-8,841	-25,415	比 較		-5.31	-5.98	-11.85	-2.52	-1.74	-1.65
	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法							
	総合施策評価のとおりに								総合施策評価のとおりに								総合施策評価のとおりに							
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等							
	外部評価対象外								二次評価のとおりに								二次評価のとおりに							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4 利便性のある調和のとれたまちづくり				大項目		3 道路・交通網の充実														
施策の目的	町民生活の利便性向上や地域の活性化に向け、高規格道路の整備促進をはじめ、町道等の維持管理の充実を図ります。また、身近な移動手段である公共交通システムの維持に努めます。さらに中標津空港の利用者促進を図ります。																							
	主要施策		1 高規格道路等の整備促進 4 公共交通機能の強化							2 町道等の生活道路の整備 5 安定した航空路線の維持・活用							3 安全な道路環境の維持							
担当部		建設水道部 [2・3] (建設管理課)																						
現状と背景		本町の道路整備は平成元年度から道路整備5箇年計画を策定し、地域住民の意見と町財政の計画的な執行を目指し計画的に整備を進めている。 平成25年度に平成26年度から平成30年度を期間とする「第6期中標津町道路整備5箇年計画」を地域住民の意見を取り入れて策定した。 本町の総延長639kmに及ぶ町道は、基幹産業の酪農から生産される「生ものの牛乳」を各工場に運ぶため、国道・道々を幹線とした流通ネットワークが重要で、通年(毎日)道路の通行確保が必要である。 異常気象を原因とした災害発生時(地震・豪雨・豪雪等)においても、生産活動を支援するために早急な交通確保が必要であり、道路施設の日常点検が重要視されている。																						
一次評価	課題と達成状況	平成25年度策定の「第6期中標津町道路整備5箇年計画(H26～H30)」については、進捗を住民周知を図りながら、財政計画に沿った執行を目指す。 国土交通省が道路管理者に義務付けした、道路ストック(トンネル・橋梁・舗装・道路付属物など)点検は継続して実施。更に平成27年度から橋梁点検方式が近接目視へと変更になった為、道内に資機材に余裕がなく点検実施に苦慮する自治体が存在。 道路維持管理として、平成25年度から全ての除雪車(直営・民間委託)に導入した、ドライブレコーダーと携帯電話の電波を利用した位置情報システムにより、効率的で安全な除雪作業が可能となった。																						
	今後の方向性	第6期中標津町道路整備5箇年計画に沿った優先順位により計画的な道路予算執行を目指す。 道路管理者が実施する道路ストック(トンネル・橋梁・舗装・道路付属物など)点検では、橋梁点検において北海道が指導し、釧路根室管内自治体での地域一括発注を実施したことにより、点検診断結果の統一・点検資機材の確保が図られ今後もこの方式を継続する。また、点検結果を基に、地元建設業協会等と行政が連携を図り日常点検作業を実施し、今後の大きな地震等災害時の緊急点検や応急工事に対し、点検データーを共有して緊急時の対応ができる体制づくりが重要である。 現在まで進めてきた除排雪・除草・散水・清掃の民間委託については一定の成果が現れているが、除排雪と砂利道路不陸整生作業等は、町民からの緊急要請頻度が非常に高く、町直営の作業機械と運転技術員を確保することにより、適切でスピーディーな対応が可能であり計画的な作業機械更新と人員配置が必要である。 また、今後の民間委託による除雪は、民間企業が所有している除雪機械が老朽化しており耐用年数を大幅に経過した除雪機械を使用している。企業独自で新たに購入できるだけの投資効果が無いことから、今後「国道＝開発局」「道道＝北海道」と同様に、町が除雪機械を購入し除雪委託企業に「貸与」する方式に移行していく必要がある。																						
成果指標1	内容	町道の舗装率(%)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	55.40	55.92	56.33	57.29	57.50	57.76	58.10	実績								実績							
	比較		-3.08	-2.67	-1.71	-1.50	-3.04	-2.70	比較								比較							
成果指標2	内容	防雪柵の整備 (計画 3.30km)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	0.33	0.73	1.03	1.25	1.83	2.44	2.62	実績								実績							
	比較		-0.67	-0.37	-0.15	0.43	0.46	0.64	比較								比較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	二次評価のとおり																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4 利便性のある調和のとれたまちづくり		大項目		4 情報化の推進																
施策の目的		地域情報化の進展による地域経済及び町民生活の向上を図るため、情報基盤の整備とともに情報提供などの充実を図り、町全体の情報化を推進します。																						
主要施策		1 ブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取り組み				2 自治体の情報化の推進				3 情報化の環境づくりの推進														
担当部		総務部 [2・3] (総務課)				町民生活部 [2] (住民保険課)				経済部 [1] (経済振興課)														
現状と背景		タブレットやスマートフォン等の普及により、インターネットが身近な情報ツールになり、ソーシャルネットワークサービス(SNS)などで、誰もが世界中の情報を手軽に入手し、情報を発信することができる環境が実現する中で、行政においてもインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(ICT)を利活用した行政サービスが進んでいる。				パソコンや携帯電話、インターネットなどのSNSを利用して、リアルタイムな情報発信をすることができる環境が実現している。また、全国的に各種の行政サービスをインターネット経由で提供する電子自治体の構築が進んでいる。 現在まで、住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有する住民基本台帳ネットワークシステムの導入や、戸籍事務の迅速性、正確性の確保と窓口における住民サービスの向上を、図るためとして電算運用を図っている。さらに、住民の利便性を高めるため、証明書自動交付機を町中心部の総合文化会館内に設置してきている。 また、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現と行政の効率化を目的とする社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が、本年10月から開始されたことから、制度の周知及び本格的利活用が開始される平成29年7月までに国の動向を見据えながら部局間との協議が必要となる。				町内のブロードバンドゼロ地域解消事業は平成23年度で完了し、ほぼ全域が対象地域となった。														
一 次 評 価	課題と達成状況	町の情報ネットワークシステムについては、国、道のほか各市町村とは総合行政ネットワーク(LGWAN)により接続され、庁舎内及び各公共施設間においては地域イントラネットにより接続されている。また、道内市町村との行政システムの共同開発、共同運用をはじめ、インターネット・データ・センター(IDC)を活用した情報管理、ホームページ及び携帯サイトの開設など時代に即した情報サービスの提供を進めてきたが、日々進展を続ける情報化社会の中で、不正アクセスによる情報漏えいや情報の喪失などへの対応が重要である。				戸籍に関しては、平成20年1月28日から電算による運用を図り、戸籍事務の迅速性、正確性の確保と窓口における住民サービスの向上を図るとともに、平成25年度からは大規模災害等により戸籍が失われた場合でも、短時間のうちに再製を完了できるよう戸籍副本データ管理システムを導入しセキュリティの向上を図ってきている。住民基本台帳ネットワークシステムについても、住民票の広域交付や公的個人認証サービスにより町民が国税の電子申告を行うことも可能となっている。しかしながら、ハード面が整備され迅速に発行・処理を行うことができているが、戸籍・住民票の届出においては、多種多様なケースがあるため、経験と豊富な知識が要求されているため、多くの研修を積ませることが必要であるが、日常処理に追われており十分に行えていない。 現在、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における個人カードが11月に通知書を送付し、カード申請された方にマイナンバーカード(年度末951枚)を交付しているが、現在どの分野まで利用されていくのか未確定な点もあることから、カード申請される方は低調である。				設置した無線ランの実際の利用件数は100件程度だが、携帯電話の接続容量が大きくなるに従い利用件数は伸びない。現在でもデーターカードやスマートフォンのみで十分対応可能な部分もあるので、次期計画では必要性が問われる可能性もある。														
	今後の方向性	情報化社会が進展する中で、ホームページやSNSなどを活用したリアルタイムでの情報発信を基本として、誰でも安心して利用することができるよう既存の行政システムの維持、充実、セキュリティの強化に努める。				マイナンバー法等に対応するためのシステム整備を行ったが、今後は住民の利便性を考慮すると全国的に広がりつつある、住民票、印鑑登録証明等のコンビニエンスストアでの発行についても、マイナンバーカードの普及状況を見据えながら、費用対効果等を検討しつつ調査・研究する必要がある。				当面は現状での維持管理を継続し、加入促進対策などの検討が必要である。 今後は旅行者(海外旅行者も含め)によるスマートフォン利用の利便性を要求されることが予想され、町内でのWiFi(無線ランの国際規格)利用エリアの拡大が必要である。														
成果指標 1	内 容							内 容							内 容	ブロードバンド利用可能率(%)								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								実 績								実 績	92.94	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	比 較								比 較								比 較		0	0	0	0	0	0
成果指標 2	内 容							内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績								実 績								実 績							
	比 較								比 較								比 較							
二 次 評 価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり						総合施策評価のとおり						総合施策評価のとおり											
外 部 評 価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	外部評価対象外						外部評価対象外						二次評価のとおり											

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4		利便性のある調和のとれたまちづくり		大項目		5		住宅施策の推進															
施策の目的		住宅政策の目標・推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進するとともに、公営住宅等の整備方針に沿った整備・改善・維持保全を推進し、総合的な活用を図ります。また建築指導による良好な住環境の形成を図ります。																									
主要施策		1 公営住宅の整備・維持管理の推進								2 住環境の形成								3 良好な住宅地の形成									
担当部		建設水道部 [1・2・3] (都市住宅課)																									
現状と背景		公営住宅整備は平成19年度「中標津町住生活基本計画」と「中標津町公営住宅整備活用計画」を策定し、老朽化が進む公営住宅の建替えや改善計画等の整備方針とし、平成24年度には公営住宅等長寿命化計画を策定し、適切な管理戸数を設定するとともに、道営住宅との連携、役割分担し、老朽ストックを効率的に更新している。 一般住宅については建築基準法97条の2による建築主事を置く行政庁の適用を受けて、小規模な建築物に関連する建築指導業務を実施し、関係機関との連携により違反建築物の防止を行うことで良好な住環境の形成を図っている。 本町は民間による宅地開発が推進され、平成17年に制定した中標津町宅地開発指導要綱に基づき良好な宅地の形成を進めている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	平成24年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な管理戸数を設定するとともに、道営住宅との連携、役割分担をし、財政計画と整合性を図りながら老朽ストックを効率的に更新する。 大きな課題として、現時点でセラミックブロック構造の全面的な改善改修は構造上困難であり、老朽化した旭第2団地の一部既存2階建住宅と宮下高台団地については、外観からは想像できないほど内部の損傷が激しく早急な改善策と取壊しの判断を必要としている。(道営住宅 白樺団地も含む) また、平成27年度は住宅地に関する開発行為、自己用の開発行為の許可申請を含め開発行為は行われなかった。																									
	今後の方向性	平成24年度策定の公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長期間確保するため、修繕、改善、建替えなどの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現する。 予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コスト削減と事業量・事業費の平準化を目指す。 一般住宅の建設については、建築主事を置く行政庁として違反建築物の防止を図り、将来的にも建築指導を行うことにより良好な住環境の形成を図ることが重要である。 宅地の造成については、道内の町村で最も厳しいと言われている「宅地開発指導要綱」により、道路の舗装化、排水施設、歩道の確保、下水道施設の設置など、水準の高い整備がされるが、開発行為の申請に該当しない(3,000㎡以下)の宅地造成については、舗装、排水、除雪、ゴミ収集など課題が多いため、可能な限り住環境に配慮した良好な宅地になるよう理解を求める必要がある。																									
成果指標1	内 容	公営住宅の建設(累計戸数)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	0	0	24	36	58	66	78	実 績								実 績										
	比 較		-56	-32	-20	2	-26	-14	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	建築指導(パトロール等)(回/年)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	3	3	3	3	3	3	3	実 績								実 績										
	比 較		-1	-1	-1	-1	-1	-1	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおりに																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおりに																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		4 利便性のある調和のとれたまちづくり				大項目		6 公園・緑地の充実																	
施策の目的		適切な維持管理を行うことにより、公園施設による事故防止及び将来の改築時のコストの低減を図ります。																									
主要施策		1 安全・安心な公園施設整備											2 緑地の適切な維持管理														
担当部		建設水道部 [1・2]								(建設管理課)																	
現状と背景		公園施設は、自然に親しむレクリエーション活動の場、環境保全、災害時の避難施設等の機能を持ち、安全で快適な都市環境づくりにとって整備は不可欠である。 本町では、35箇所の公園が整備され、平成20年度に完成した運動公園の整備をもって、予定した公園整備計画は完了しており、今後は公園施設長寿命化を図るための修繕計画を策定している。 今後は予防保全型管理による安心・安全な公園施設維持とライフサイクルコストの縮減を図ることが求められている。 現在、公園の他に開発行為等で義務付けられ町に帰属した47箇所の「緑地」を維持管理している。 これらの緑地については、災害時等一時避難場所としての用途を兼ね備えており、その適切な維持管理を近隣住民から望まれている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	成果指標1の公園修繕については、当初予測した以上に遊具の老朽化が進んでおり、目標値を大幅に上回っている。 緑地整備の成果指標は設定されていないが、例年住宅地に隣接地する「開発行為緑地」については、年間1回草刈等の維持管理を実施しているが、住宅地であり複数回の除草が望まれている。 また、教育施設である中標津町総合体育館が都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（交付金事業）として平成26年度に着手し、平成28年度完成を目指している。																									
	今後の方向性	35公園の内、市街地26公園について、公園施設長寿命化計画にて、維持管理を行い、改築・更新事業を行うが、公園開設当時設置された遊具は国の施策で導入した木製遊具が多いため老朽化による腐食や連結金具の損耗が激しく、公園利用者（特に子供）の事故が危惧されている。 早急な事業実施は財政的に厳しいため、計画的な事業実施と職員及び指定管理者（都市管理センター）による公園遊具等の安全点検を合わせて行い、危険遊具等の撤去が早急にできない場合、公園施設の一時使用規制を含め供用を検討する必要がある。 また、47箇所の緑地活用として、本来の住宅地のオープンスペース・一時避難場所としての利用、地域住民と共にコミュニティ形成の場のほか、平成26年度の豪雪を教訓として、道路除雪、近隣住宅の排雪堆積所としての利活用を検討する必要がある。																									
成果指標1	内 容	公園の修繕箇所数								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	0	0	1	5	8	12	12	実 績								実 績										
	比 較		-4	-3	1	4	6	6	比 較								比 較										
成果指標2	内 容									内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績								実 績								実 績										
	比 較								比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		5 安全・安心で快適なまちづくり				大項目				1 消防・防災の充実															
施策の目的		町民が安心して生活できる、災害に強い安全なまちをつくるため、消防・救急体制の充実、総合的な防災体制の整備を図ります。																									
主要施策		1 消防・救急体制の充実 4 地域防災力の向上								2 防火体制の強化 5 建築物の耐震化								3 防災体制の強化 6 治水対策の促進									
担当部		総務部 [3・4・5]				(総務課)				建設水道部 [6]				(建設管理課)				消防署 [1・2]									
現状と背景		本地域は、日本海溝・千島海溝周辺型地震や標津断層帯による内陸型地震で被害を受ける地域であり、平成5年の釧路沖地震、平成6年の東方沖地震により大きな被害を受けたところであるが、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ近年の異常気象による集中豪雨などにより、自然災害に対する危機管理体制の整備や町民の防災意識が高まる中で、「自助」「共助」「公助」を基本とした役割を確立し、防災・減災体制の向上を図ることが重要である。								近年は、降雪期間である1月から3月に掛けても、降雨に見舞われ、融雪を伴う河川の増水発生、また、局地的豪雨(ゲリラ豪雨)による河川増水等が発生しており、当地域においても治水対策は深刻な課題になっている。 市街地を流れる小河川(タワラマップ川・ますみ川・チナナ川等)は、近年上流域が開発整備され、降雨が短時間に河川へ流入する傾向になり、急激な水位上昇と濁流の発生に伴い、河川沿いの住宅地が浸食される事態も起こっており、これらを防止する対策が求められている。								国においては、昭和22年の消防組織法の制定に伴い、市町村消防として発足して以来70年近くが経過しましたが、この間における消防力の発展及び充実は目覚ましく、現在では国際的に高い水準に達しています。本町の消防機関についても、平成24年度に消防救急デジタル無線を整備、平成27年度には高機能消防指令装置を整備するなど、各種災害の多様化に対応し、関連団体と互いに連携しながら消防行政を行っている。今後とも、消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、消防施設の整備を強化する必要がある。									
一 次 評 価	課題と達成状況	・平成25年度に地震、風水害、雪害、火山災害などに対応した「中標津町地域防災計画」の全面改訂を行い、災害時の被害を最小化する「減災」を基本に、職員はもとより町民の危機管理体制の指針を定め、防災ハンドブックの作成・配付や防災訓練の実施などにより、防災意識の向上と地域防災力の向上に努めてきたが、近年の異常気象は過去に経験したことのない災害へと変化してきていることから、常日頃からの防災知識の普及や初動対応、避難所運営、情報伝達などの体制整備が重要である。 ・平成19年度に耐震改修促進法の改正を基本とした「中標津町耐震改修促進計画」を策定し、学校や公営住宅、社会教育施設、役場庁舎など多数利用公共施設については順次耐震化を進めてきたが、一般住宅などの建築物の耐震化の促進が重要である。								成果指標は設定されていないが、異常気象時における標津川の水位テレメーターの確認と、職員による緊急河川パトロールの実施、町が管理する河川の護岸補修・土砂浚渫等を計画的に実施している。								町民が安心して生活できる、災害に強い安全なまちづくりを実現するため、消火栓を1基新設し、市街地内の消防水利配置空白区域の解消と消防力の充実強化が図られたが、震災に備えて耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。高機能消防指令装置を導入し、確実な通報受信や迅速な出動体制を確立したが、今後は装置の維持管理が必要である。消防活動に必要な資格取得や研修は、計画どおりに実施できたが、若手消防職団員の教育や研修指導者の養成をはじめ、より高度で専門的な知識・技能を修得する専科教育、指導能力の向上を図る幹部教育、高度化する救命処置に対応するための救急教育を充実させる必要がある。防火対象物の立入検査は、目標件数の1割程度下回ったが、住宅用火災警報器の普及率は少しずつ上昇が見られるなど、防火体制の強化が図られている。女性消防団員を7名採用し、女性特有のソフト面ときめ細やさを生かした火災予防啓発活動に取り組んでいるが、消防団活動と仕事、家事及び育児との両立が難しく、活動内容等の見直しが必要である。									
	今後の方向性	・国、道における防災計画の改訂等に適宜対応していくとともに、災害時の通信網確保のための防災行政無線の整備や「共助」の重要な役割を担う自主防災組織の結成、備蓄計画に基づく行政及び家庭、事業所備蓄の促進、避難所運営マニュアルの作成など災害時の体制整備に努めていく。 ・平成27年度で計画期間が終了する「中標津町耐震改修促進計画」の改定を行い、既存住宅の耐震改修のための支援制度を活用した安全・安心な生活環境の向上に努める。								市街地の河川については、比較的小規模な護岸整備等で対応は可能と思われるが、郊外地の普通河川については、増水による濁流で河岸侵食が繰り返され河道が移動する。 河岸侵食は周辺農地への影響と、下流自治体が管理する港湾の土砂流入問題へと発展する。 また、過去に河川を中心に行われた砂利採取が原因で、町が管理する普通河川において「河床低下」が起きており、特に橋梁部の河床低下による橋台・橋脚周囲の洗掘が深刻な問題となっている。 これに対処するためには日常の河川・橋梁のパトロールの強化が必要であり、中標津建設業協会との協定による防災活動を今後も積極的に実施していく必要がある。 中標津町内全域の河川流域管理計画を策定し、河川改修計画を策定する必要があるが、事業実施には多額の財政措置を必要とする事と、国庫補助事業については甚大な被害(人的被害)が無いことから採択が困難な状況であり、当面、豪雨による河川の増水を原因とした道路冠水については迅速な道路通行制限により対応する。								消防水利施設の整備は、市街地の消防水利配置の空白区域や震災時に消防水利が不足すると考えられる場所を優先して、消火栓又は耐震性防火水槽の整備を実施するとともに、老朽化が著しい消火栓の本体取替工事や安全を確保することが困難な防火水槽の補強又は解体工事を継続的、計画的に実施する。消防車両の更新は、変化する町の実情、災害の状況、車両の使用年数及び使用頻度等、これらを総合的に判断して、計画的に進める。消火・救急救助活動の高度化、専門化に対応するため、消防職団員の教育及び資格取得等を継続的に実施する。防火対象物の立入検査を継続的に実施して、町民が利用し、就業し、又は居住する建物等の火災や人命危険の排除に努めるとともに、住宅用火災警報器等の設置を推進し、住宅火災による死傷者の発生防止を図る。									
成果指標 1	内 容	自主防災組織の組織化率(%)								内 容									内 容	消火栓の新設(箇所)							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
						35.00		75.00									2	2	2	4	6	8	10				
	実 績	4.00	4.00	6.80	11.40	13.60	15.90	16.70	実 績								2	2	2	3	4	4	5				
	比 較		-31.00	-28.20	-23.60	-21.40	-59.10	-58.30	比 較									0	0	-1	-2	-4	-5				
成果指標 2	内 容	公共建築物の耐震化率(%)								内 容									内 容	防火対象物立入検査実施件数(件/年)							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
						85.00		90.00									240	240	400	400	400	400	400				
	実 績	76.50	79.41	85.29	88.20	88.20	94.12	94.12	実 績								316	301	355	394	434	403	344				
	比 較		-5.59	0.29	3.20	3.20	4.12	4.12	比 較									61	-45	-6	34	3	-56				
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり								総合施策評価のとおり								二次評価対象外										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	過去に発生が無いことにより現在想定されていない災害時の対応では、非難に関する情報等の伝達が重要です。特に、情報収集が困難な方々への対応の調査研究を願います。 また、避難所運営や情報伝達の重要な役割を担う自主防災組織の組織化については、重要な取り組みとして支援を推進されるよう願います。								外部評価対象外								外部評価対象外										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)					5		安全・安心で快適なまちづくり										大項目		2		防犯・交通安全の充実									
施策の目的		安全で安心に暮らせる生活環境を構築するため、地域ぐるみで犯罪や交通事故から守るための防犯活動や交通安全運動の充実を図ります。																														
主要施策		1 防犯活動の促進及び意識高揚 4 交通安全意識の高揚										2 防犯施設の整備拡充 5 社会を明るくする運動の推進										3 交通安全施設の設置要請強化										
担当部		町民生活部 [1・2・3・4・5]										(生活課)																				
現状と背景		本町の防犯活動は、核家族化や高齢化により地域の犯罪抑止力の低下によるため、平成11年に「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が中心となり犯罪抑止の情報発信をしている。 また、防犯協会が中心となり、警察及び中標津地区防犯協会連合会と連携して、神社例大祭における夜間巡視や歳末特別警戒を町防犯協会会員である町内会と夜間巡視行うとともに、自主防犯組織として結成された青色回転灯を付けた車両によるパトロールを学校登下校の時間等に取り組んでいる。 住宅街の防犯灯を既存の水銀灯型から高効率で明るい省エネ型に取替を逐次行っているが、住宅地の拡大に伴い新たな設置の要望と経年による老朽化による修繕が増えてきている。 交通安全活動については、警察署や町交通安全協会などの関係団体と協力し交通安全運動期間を主として交通安全の啓発活動を実施している。																														
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の防犯灯設置数は、宅地造成に伴い防犯灯を逐次設置してきている。また防犯活動は、関係機関・団体との連携により住民啓発や防犯運動によって推進している。 指標2のシートベルト着用率は、中間目標値を達成しているが、目標値までは達成していないためさらなる啓蒙普及を図る必要がある。 また、交通安全の推進に向けた交通安全運動については、季節ごとに警察及び関係機関と一体となって行うとともに、交通安全教室についても随時開催し、特に道路交通法改正による自転車運転への罰則強化について周知を図ってきた。																														
	今後の方向性	防犯活動は、今後とも関係機関・団体と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進していく。また、防犯灯の設置及び維持補修については、地域の犯罪抑止力からも必要であり今後も整備していく。 交通安全意識の啓発については、年齢層に応じた啓発活動を交通安全協会などの協力により、交通安全教室により進めていく。特に、高齢者運転者及び自転車運転については、危険性を十分理解されるように注意喚起を行い、交通事故抑止の活動を行っていく。更に、学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置については、地域要望を把握し北海道公安委員会に要望をしていく。																														
成果指標1	内 容	防犯灯設置数(基)							内 容								内 容															
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度								
	実 績	1,961	1,961	1,961	1,961	1,956	1,956	1,961	実 績								実 績															
	比 較		-19	-19	-19	-24	-44	-39	比 較								比 較															
成果指標2	内 容	シートベルト着用率(%)							内 容								内 容															
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度								
	実 績	98.40	98.82	99.47	99.13	99.31	99.40	99.52	実 績								実 績															
	比 較		-0.18	0.47	0.13	0.31	-0.60	-0.48	比 較								比 較															
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法										今後の施策の取組内容の展開方法										今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとり																															
外部評価	自己評価に対する意見等										自己評価に対する意見等										自己評価に対する意見等											
	二次評価のとり																															

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)							5	安全・安心で快適なまちづくり							大項目	3	消費者対策の推進																			
施策の目的		消費者が安心して暮らせるための取引情報や商品に関する正しい知識などの消費生活情報の発信と、消費生活に関する苦情や相談の窓口を強化して消費者保護の充実に努めます。																																				
主要施策		1 町消費生活センターの充実												2 町消費者協会の活動強化																								
担当部		町民生活部 [1・2]												(生活課)																								
現状と背景		インターネット販売の普及など、消費生活を取り巻く環境の変化に伴い、高齢者や認知症などの弱者に対する商取引による被害は後を絶たない状況にあり、そのため町では、平成19年度に消費者保護を目的として町消費者センターを設置し、多様化する事例に対して適切にアドバイスと問題解決のため専門スタッフによる相談を行っている。特に、悪質商法については年々手口が巧妙化してきており相談時間が多くかかるケースが出てきている。 町消費者協会では、消費者大会の開催や情報誌を通じて消費者被害防止の啓発を行っている。																																				
一 次 評 価	課題と達成状況		指標1の出前講座開催数については、電話相談に対応しており啓発については消費者協会が主に担っている。そのほか、町消費生活センターにおいても出前講座を年1回程度開催している。 指標2の消費生活相談件数の減少傾向については、複雑かつ巧妙な新手の被害が発生しておりアドバイスや折衝先に対して時間を要する事例があることから、昨年は中標津町消費生活センターの相談員を補充して対応している。																																			
	今後の方向性		現在、消費生活センターを置いているのは、本町と根室市のみで、本町のセンターの年々巧妙化する事例に必要度は高いため、関係機関と連携した広報、啓発活動の充実、相談窓口の強化など消費者保護対策が必要となってきている。 今後、中標津町消費生活センター体制については、専門相談員の資質向上のため資格者の増員を図り、さらには中標津町消費者協会と消費者相談のあり方について協議を行う必要性もある。																																			
成果指標1	内 容		出前講座(回)						内 容						内 容																							
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度											
	実 績		6	0	0	0	2	0	0	実 績									実 績																			
	比 較			-10	-10	-10	-8	-12	-12	比 較									比 較																			
成果指標2	内 容		消費者生活相談(件)						内 容						内 容																							
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度											
	実 績		145	108	119	67	80	82	63	実 績									実 績																			
	比 較			-42	-31	-83	-70	-68	-87	比 較									比 較																			
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法												今後の施策の取組内容の展開方法												今後の施策の取組内容の展開方法													
	総合施策評価のとおり																																					
外部評価	自己評価に対する意見等												自己評価に対する意見等												自己評価に対する意見等													
	二次評価のとおり																																					

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)							5 安全・安心で快適なまちづくり		大項目		4 環境保全の推進											
施策の目的		地球環境全体を見据えて、地域でできる持続可能な社会を構築するため、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、豊かな自然環境の保全、地球温暖化防止、省エネルギーの導入など様々な施策を展開します。																						
主要施策		1 環境保全推進体制の確立 4 森林と緑の保全 7 省エネルギー対策の推進							2 環境保全意識の高揚 5 野生動植物の保全 8 公害防止対策の推進							3 河川と水の保全 6 地球温暖化防止対策の推進								
担当部		総務部 [7] (総務課)							町民生活部 [1・2・3・6・7・8] (生活課)							経済部 [4・5] (農林課)								
現状と背景		地球環境問題が深刻化し、環境問題に対する町民の意識が高まる中で、国としての中長期的な温室効果ガスの抑制及びエネルギー消費量の削減に取り組む京都議定書への参加や平成22年に改正された「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者としての、単年度エネルギー消費量1%削減に向けた取り組みが重要である。							現代の生活は地球資源である化石燃料の利用によって支えられているが、化石燃料を燃焼してエネルギーを得ることは、それ自体が地球環境への負荷の増大となっているなど地球環境問題が深刻化しており、こうした現状を背景に、環境問題に対する町民の意識は徐々に高まってきている。 また、自然は、すべての生物の生存にとって重要な基盤であり、人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な存在である。かけがえのない自然環境を大切に保全し、自然との共生を図ることが求められている。							4森林の持つ公益的機能を守り、その価値をPRすることは大変重要である。 当町を中心とする格子状防風林の歴史的価値を高めるとともに、町民が植樹する意識を醸成することが必要である。 5シマフクロウのように絶滅危惧種に指定されている動物を守ることや、エゾシカの個体数管理のための有害鳥獣対策は自然と人間生活のバランスを保つことから必要である。 市街地の庭木や家庭菜園をエゾシカに荒らされるため、平成23年度より市街地に囲いわなを設置して捕獲している。								
一 次 評 価	課題と達成状況	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響で、全国の原子力発電所の運転停止措置が取られ、電力需給の逼迫による国の電力需給に関する検討委員会からの期間別節電目標の設定や要請等に対応したエネルギー消費量の削減に取り組むとともに、各公共施設における省エネ診断を進め、省エネアドバイザーによるエネルギー使用設備の運用改善や管理標準の作成などを進めてきたが、全ての公共施設の実施に至っていないこと、また、設備改修等が必要となるなどの課題がある。							指標1の中標津町事務事業分温室効果ガス排出量については、国の基準値が平成24年度までとなりおり算出ができなかったため未算出となった。 現在、北海道電力の原子力発電所の稼働停止により、北海道全域で節電対策が実施され、町公共施設においても経費節減と併せた省エネ対策については継続して行っている。また、地球温暖化防止対策の一つとして、LED照明を保健センターに設置、白樺斎場や交流センターには太陽光発電を導入し、平成25年度からは一般住宅用太陽光発電施設への補助金制度を実施している。また、地域資源の有効性を探すことから温泉地熱発電について調査検討を行っている。							4木を植え、森林を維持する施策は継続する必要がある、町有林では概ね適切な管理が行われている。私有林においても手厚い助成制度により一定の管理は行われているが、生長した樹木の木材利用が喫緊の課題である。 5エゾシカの捕獲は成果を挙げているが、適正頭数としての管理まではまだ時間がかかる。 イヌ、ネコは野生化させないための飼い主のモラル向上の働きかけが必要である。 有害鳥獣対策としては民間ハンター、猟友会との連携が不可欠であるが、ハンターの高齢化などが課題となっている。 エゾシカの有効利用のために地元飲食店と協力し、安定供給と食材としてのPRを推進するために、推奨店制度を導入し、7店舗が加入した。 (町のエゾシカ肉活用事業は26年度で終了)								
	今後の方向性	・平成26年に設置した「中標津町省エネルギー推進委員会」により、各公共施設省エネ化の具体的な方針を策定し、省エネ診断と省エネアドバイザーによる設備の管理標準の作成などを継続し、エネルギー消費量の削減に努める。 ・既存公共施設における照明のLED化の研究、検討を進める。							地球温暖化対策の推進に関する法律により、町民や事業者が地球温暖化に対する認識を深め、さらには国の基準値が策定されたことから温室効果ガス排出量削減を行うための啓発・広報活動を推進する。 また、省エネルギー活動の先導的役割として公共施設の省エネルギー対策を今後とも推進するとともに、地熱など地域資源の活用については更に検討を行っていく。 一般住宅用太陽光発電施設への補助金制度については、平成29年度までとし補助制度の効果について調査をする。 更に、環境保全については自らの手で保全しようとする意識を高めることが必要であるので、近隣自治体による広域的な取り組みを含めて推進していく。							3家畜排泄物の適正管理については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年7月)施行により適正な管理が義務付けられている。しかし、近隣で家畜ふん尿の河川流入がたびたびおこり、平成27年度より町、両JA、農業試験場、普及センターで構成する「中標津町家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により適正管理に向けた巡回を実施し、改善が必要な農場があった場合はJAを通じ指導しているが、対策は不十分であると感じられる。また、標津町との連携により、家畜ふん尿などが流れ込む恐れのある2ヶ所にホタテの焼成貝を敷設している。今後も巡回指導と対策の強化に努める。 4木を植え、森林を維持する施策は継続する必要がある。 木材利用は喫緊の課題であり取り組みを進める必要がある。 (CO2販売は平成27年から) 5有害鳥獣対策、特にエゾシカ対策は人間生活、環境対策上必要であり継続する必要がある。 有害鳥獣対策としてハンターの育成が必要な時期に来ている。								
成果指標1	内 容								内 容	中標津町事務事業分温室効果ガス排出量(t)							内 容	鳥獣対応出動回数(回)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
														10,919		10,919						100		100
	実 績								実 績	11,055	11,136	8,937	8,049	未算出	未算出	未算出	実 績	84		108	137	129	154	118
	比 較								比 較		217	-1,982	-2,870				比 較		0	108	37	29	54	18
成果指標2	内 容								内 容								内 容	エゾシカ有害駆除頭数(頭)						
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
																			700	700	700	700		700
	実 績								実 績								実 績	726	517	1,212	870	1,110	919	782
	比 較								比 較								比 較		-183	512	170	410	219	82
二 次 評 価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり							総合施策評価のとおり									
外 部 評 価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	外部評価対象外							二次評価のとおり							二次評価のとおり									

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系	基本目標(章)				5 安全・安心で快適なまちづくり				大項目				4 環境保全の推進																							
施策の目的	地球環境全体を見据えて、地域でできる持続可能な社会を構築するため、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、豊かな自然環境の保全、地球温暖化防止、省エネルギーの導入など様々な施策を展開します。																																			
主要施策	1 環境保全推進体制の確立 4 森林と緑の保全 7 省エネルギー対策の推進												2 環境保全意識の高揚 5 野生動植物の保全 8 公害防止対策の推進												3 河川と水の保全 6 地球温暖化防止対策の推進											
担当部	建設水道部 [3] (建設管理課)												教育委員会 [5] (生涯学習課)																							
現状と背景	市街地の河川は、道路舗装化及び住宅地の整備拡大に伴い、河川水・路面水が短時間で河川に流入することから、河川・水路等の急激な水位上昇とともに侵食を起こし、侵食土砂と路面土砂を伴った流水が河川内に土砂の堆積を発生させている。 堆積した土砂は、流出障害となり植物を含めてヘドロ化した沈殿物が悪臭を発生させている。												町花エゾリンドウは、かつて本町において広範囲に分布していたが、特に市街地では宅地造成や開発により生息数が急激に減少した。しかし、この種は容易に増殖することができないことから、消滅が予測される場所からの移植や、生息域の保全と研究により生育に適した環境の把握が重要と考えた。																							
課題と達成状況	成果指標は設定されていないが、市街地小河川の未改修区間の護岸補修・土砂浚渫等を計画的に実施している。 平成24年度から継続実施してきた市街地河川「ますみ川浚渫」については、沈殿物が堆積していた区間が終了し、当面現地の状況を見ることとしている。 また、例年中標津町立広陵中学校がタワラマップ側の清掃奉仕ボランティア活動、町内建設会社がますみ川の清掃を社会貢献活動として実施している。												平成19年度から保護増殖事業に着手。 平成23年度において当初計画していた1,000株の移植を達成し、また、実験地においても十分なデータが得られたことから、平成24年度からは移植地の整備に重点を置く事業内容へと変更した。 移植した株の継続的な整備は協働により順調に進められているが、株には寿命があるため、エゾリンドウが自ら繁殖できるような取り組みが課題である。																							
今後の方向性	今後も道路舗装化及び住宅地の整備は進むことが予想され、河川・水路等の護岸改修、補修の必要性は増加する傾向にある。 未改修の区間について、巡回等監視を強化し侵食決壊が発生した場合、改修工事・維持修繕工事を行なうが、中標津町全体の河川流域管理を対象に総合的な河川改修計画が必要な時期にきている。 土砂浚渫については土砂流入の原因を探る事も視野に入れ、河川土砂対策計画を策定することも必要である。 河川環境の保全は地域住民の理解・協力が必要であり、広陵中学校等によるボランティア活動や企業による社会貢献活動のサポートを継続し、さらに環境運動への住民参加に対し全町的な喚起が必要。												今後は、移植地等の整備と群生地保護などに重点を置いて取り組み、これまでに蓄積されたデータを逐次町民へ周知していく。 群生地の調査や草刈り、移植した株の整備は今後も継続して実施する予定となっている。なお、今後も消滅が予想されたり保護が必要な群生地の情報があった場合は、その都度対応していきたい。																							
成果指標1	内 容												内 容												内 容											
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度									
	実 績									実 績									実 績																	
	比 較									比 較									比 較																	
成果指標2	内 容												内 容												内 容											
	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値		初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度									
	実 績									実 績									実 績																	
	比 較									比 較									比 較																	
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法												今後の施策の取組内容の展開方法												今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおり												総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等												自己評価に対する意見等												自己評価に対する意見等											
	外部評価対象外												外部評価対象外																							

第6期総合発展計画　総合施策評価調書（事業年度　平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		5 安全・安心で快適なまちづくり				大項目				5 循環型社会の形成															
施策の目的		社会が持続可能な環境を維持していくためには、環境に負荷を与えず、資源を無駄なく利用していく社会の構築をめざし、リデュース(減らす)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の3Rの定着を図ります。また、不法投棄防止に向けた取り組みを強化します。																									
主要施策		1 ごみ処理・リサイクル体制の充実											2 不法投棄対策の推進														
担当部		町民生活部 [1・2]								(生活課)																	
現状と背景		町では昭和51 年よりごみの分別回収(可燃と不燃)と有料化を実施し、平成19 年度からは根室北部廃棄物処理広域連合で可燃ごみの焼却が始まっている。 平成16 年度には、ごみ分別の細分化が進み、分別方法の見直しによりごみの排出総量は大きく減少している。 今後もしサイクルの充実とともに、ごみの分別排出の徹底をすることにより、廃棄物処理に係る経費節減にも繋がり最終処分場の延命化にもなる。 ごみの不法投棄については、根室管内市町と共同で「ねむろ自然の番人宣言」を行うなど、その防止に努めてきたが依然として不法投棄は発生しており、関係機関との連携により投棄者の捕捉の強化をしている。 また、各家庭や町内会などのグループ単位、職場である事業所単位など、様々なボランティア活動によって、不法投棄されたごみの回収を毎年行っている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の一般廃棄物処理量については、近年減少傾向であり、中間目標値を達成しているが、今後もこの傾向をより一層推進し、廃棄物処理経費の削減につなげていきたい。 指標2の資源物処理量については、中間目標値を達成しており、リサイクルされる廃棄物の排出量は特に大きな増減がないが、リサイクル運動を再度町全体に広げるため、郡部地域にも資源保管庫の設置を行い、普及啓蒙を図った。																									
	今後の方向性	今後とも、リサイクルの充実とともにごみの分別排出の徹底、ごみ減量化を図る必要があるため、小中高生に対してリサイクル学習を進めるとともに、複雑化してきているリサイクル分別について、高齢者に対しての学習会を開催していく。 ごみ減量アクションプランを策定しており、その中の可燃ごみの減量化を柱とした廃棄物の減量を目指す行動指針について検証を行い、次への計画へとつなげていきたい。 不法投棄は、住民のモラルの問題となるため監視パトロールを逐次行い、悪質なものに対しては警察へ摘発をする。また、投棄されたごみも回収を行わなければ、ごみのごみを呼ぶという状況が発生する事から、「ねむろ自然の番人宣言」の賛同企業・団体を増やし不法投棄防止を継続していく。 さらに、不法投棄の監視パトロールも抑止効果があるため、今後も強化・継続していくとともに、意識啓発に努める。																									
成果指標1	内 容	一般廃棄物処理量(t)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	9,130	9,012	8,487	8,540	8,775	8,477	8,716	実 績								実 績										
	比 較		155	-370	-317	-82	-362	-123	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	資源物処理量(t)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	1,484	1,530	1,554	1,479	1,523	1,563	1,572	実 績								実 績										
	比 較		54	78	3	47	90	99	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)				5 安全・安心で快適なまちづくり			大項目			6 上・下水道の再整備												
施策の目的		快適な町民生活に欠かせない安全・安心な水道水の安定的供給及び地震に強い施設にするため、更新事業を行います。また、下水道各施設の再整備を行うとともにさらなる水洗化率の向上をめざします。																						
主要施策		1 安全・安心な水道水の供給 4 水洗化率向上に向けた啓発活動の推進 7 終末処理場施設の長寿命化計画の策定と機器更新再整備								2 サービスの向上 5 下水道管路施設の長寿命化計画の策定と災害対応の充実 8 事業経営における効率化の推進								3 水道施設等の再整備 6 雨水対策の向上						
担当部		建設水道部 [1・2・3・4・5・6・7・8] (上下水道課)																						
現状と背景		本町の上水道は豊富な自然と水源涵養林、自然湧水等から安定的な水資源の恵みを受け、安全で安心な水道水を上水道事業と簡易水道事業で供給しており普及率は99%となっている。 給水戸数は微増傾向にあり、近年、水道施設の老朽化が見られることから安定した水の供給に向け施設の更新や効率的な維持管理を図るとともに水道事業の効率的な経営が必要である。 下水道は中標津地区・計根別地区・養老牛地区の3地区で整備を行い、水洗化率は90%となっており、さらなる水洗化率の向上を図る必要があることと、下水道管や終末処理場の老朽化が進んでいることから維持管理の負担が年々増加している。 また、近年市街地の舗装率の向上、宅地開発の拡大から雨水が瞬時に低地に集まり道路冠水の発生が続いている。市街地の雨水対策として雨水管の整備を計画的に進める必要がある。																						
一次評価	課題と達成状況	各指標は概ね計画通りに進んでいる。 水道施設の老朽化については「中標津町簡易水道事業老朽管更新計画」を策定し4地区(西竹・開陽・計根別・養老牛)の327kmに及ぶ更新計画は利用者の負担を極力抑えるためにも、町財政計画と企業会計の経営に有利な事業により計画的に進める必要がある。 下水道管路施設は耐震化対策を含めた長寿命化計画を策定し計画的に再整備を進めている。 終末処理場は供用開始してから最初の全施設を対象とした機器更新となり、CO2排出量の低減と効率的効果的な機器選定を図っている。 局地的な豪雨による道路冠水や浸水の被害を防止するため、道路事業と下水道事業の両面から計画的な雨水管整備の検討が必要である。																						
	今後の方向性	水道事業と下水道事業は平成26年度策定した、平成35年度までの10年間を計画期間とした「中標津町水道ビジョン」「中標津町下水道ビジョン」により中長期的な維持修繕、更新を図り、耐震性の強い管路材料、さらに長寿命化、アセットマネジメント等を考慮し、利用者料金と企業会計の経営のバランスを維持していく必要がある。 水道事業・下水道事業は共に更新事業実施において、その業務内容によって建設・維持管理に従事する監督員である町職員、更新事業等を実施していく水道関連企業の職員、共に一定期間の経験年数が必要で、中長期的に技術職員の配置計画、企業育成を図る必要がある。 特に職員配置は年齢と経験年数を考慮し、中標津町における水道事業・下水道事業の地域特性と技術の継承を図る事は重要な課題である。																						
成果指標1	内容	有収率(実際に使用した水量/浄水場から送り出した水量)(%)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	87.90	89.90	91.80	90.40	91.00	90.31	90.60	実績								実績							
	比較		-0.10	1.80	0.40	1.00	0.31	0.60	比較								比較							
成果指標2	内容	雨水管整備(ha)							内容								内容							
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実績	157	157	157	157.59	158.73	160.31	161.52	実績								実績							
	比較		-2	-2	-1.41	-0.27	-0.69	0.52	比較								比較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法							
	総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等							
	二次評価のとおり																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)				5		安全・安心で快適なまちづくり				大項目		7				衛生施設の充実									
施策の目的		現在の「白樺斎場」が抱える問題解決のために、火葬場の建設では、建設場所、施設内容、施設規模などの基本方針の検討を行い、一部事務組合を構成する2町との協議の上、建設計画を策定し関係住民の利便性の向上を図ります。また、中標津第2墓地は、今後の墓地需要に対応するため、その情勢を見極めながら随時拡張を図ります。																									
主要施策		1 白樺斎場(火葬場)の建設								2 中標津第2墓地の整備																	
担当部		町民生活部 [1・2] (生活課)																									
現状と背景		本町の火葬事業は、別海町、標津町を含めた3町による一部事務組合である「中標津町外2町葬斎組合」を組織して行っており、火葬場を2箇所運営している。 そのうちの「別海斎場」については平成10年度に改築を行い、その後維持補修を行いながら利用されている。 また、中標津町依橋にある「白樺斎場」は、昭和50年3月の建設により老朽化と狭隘化のため平成27年度に改築を行い利用者への利便性の確保をきている。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1の中標津第2墓地造成について、現在の墓地造成は360区画を終了しており、墓地需要に対応できる状況となっている。 指標2の白樺斎場改築については、平成25年度から3か年の計画で建設工事を行い平成27年4月から供用開始となっている。平成27年度は外構工事・太陽光発電設備設置・旧斎場解体を行った。																									
	今後の方向性	白樺斎場については、利用者の利便性と環境問題に考慮した施設運営を行うことを目標とし改築を行い、平成27年度に供用開始し、それに合わせて太陽光発電設備設置を行っている。 本町の墓地は16箇所配置され、中心市街地の住民の利用は中標津墓地と中標津第2墓地となっている。中標津第2墓地は、360区画(H27末利用 65区画)で、今後とも適正な維持管理を図るとともに、現在墓地需要と合わせながら、アンケート調査により今後の墓地設置のあり方について検討を行い、早期に計画を取りまとめることとしている。																									
成果指標1	内 容	中標津第2墓地造成(区画)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	360	360	360	360	360	360	360	実 績								実 績										
	比 較		0	0	0	0	0	0	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	白樺斎場改築								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績					改築	本体完成	完成	実 績								実 績										
	比 較					改築(23%)	本体完成	完成	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	二次評価のとおり																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		6		人が輝き歴史と文化を育むまちづくり		大項目		1		学校教育の充実												
施策の目的		次世代を担う子どもたちが、社会を形成する上で必要な基礎・基本を身につけ成長していけるよう、「生きる力」を育み、人としての幸福感を実感できる教育を推進します。また、農業高校においては、こ地域の農業を中心とした関連産業への発展に貢献する人材育成を推進します。																						
主要施策		1 幼児教育の充実 4 信頼される学校づくりの推進 7 学校規模の適正化 10 町立中標津農業高校の充実							2 社会で生きる確かな学力の育成 5 学校施設の整備・充実 8 教育関係団体への補助							3 豊かな心と健やかな体の育成 6 学校給食の充実 9 経済的負担の軽減、奨学金制度の充実								
担当部		教育委員会[1・2・3・4・5・6・7・8・9・10]（学校教育課・生涯学習課・管理課・農業高校・給食センター）																						
現状と背景		・学校教育を取り巻く環境は、国際化、情報化、少子化など急激な社会変化に伴い、ますます複雑かつ多様化の傾向にあり、その中で個性と創造性を発揮しながら社会の変化に対応できる児童生徒の育成と学校現場における迅速な対応が求められている。 ・本町の幼稚園は、町立1園、私立4園となっており、幼児教育機能の充実、保育所との関わりや私立幼稚園とのバランスに配慮し、就園需要の動向などに応じた定員の適正化を図っている。 ・本町には、町立小学校は6校、中学校は3校設置され、各校において児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮し、適切な教育課程により教育実践や施設整備を進めている。 ・中標津農業高等学校は、昭和25年に北海道立中標津高等学校の分校として開設、平成11年度からは、学科を生産技術科と食品ビジネス科とし、地域の基幹産業である農業の次世代を担う人材育成の拠点施設として貢献している。																						
一次評価	課題と達成状況	・幼稚園の運営管理については、少子化による園児の減少、国の幼保一元化の制度改正などにより、私立幼稚園等は、今後の経営方針や設備投資などに苦慮している。 ・全国学力テストの結果、当地域は、全国、全道でも下位の状況にあることから、学力向上対策が急務であり退職教員等活用事業や指導方法工夫改善定数加配の実施、生徒の授業時間以外での学習時間の設定など成果を上げている。 ・経済状況が悪化する中、義務教育に係る保護者の負担軽減費や教育扶助費、幼稚園奨励費など支援が求められているが、事務事業としてはほぼ達成している。 ・農業高校については、農家戸数の減少や少子化の進行等により、定員割れをしており生徒数の維持・増加対策が課題、また、老朽化している体育館や各施設・設備の更新に係る財源等対策に苦慮している。 ・昭和58年建設の給食センターについては、老朽化している施設や調理機器の整備が安全管理上重要であり計画的な更新を進めている。																						
	今後の方向性	・私立幼稚園経営の健全性を確保するため補助制度の継続や少子化に伴う園児数減少対策が必要、また幼稚園から障害児受け入れ要請があり、補助金等の支援が求められる。 ・計根別学園の小中一貫教育を活かした取組みなどで学力向上などの推進を図るとともに、国の一貫校制度化も見据え、市街地の小中学校にも展開することが求められる。 ・障がいをもつ子どもへの教育ニーズに応える特別支援教育や働くことへの意欲を高めるための職業教育への充実が求められる。 ・平成に入ってから小学校が5校、中学校が4校統廃合しており、統廃合に伴うスクールバスの運行経費の増加が懸念される。 ・地域農業の理解と発展に結びつく農業高校の意義と重要性が理解される活動を推進するとともに、就学環境を改善し、生徒の確保を図るとともに体育館等の施設整備を推進する。																						
成果指標1	内 容	学校の授業時間以外に普段(月～金)1日当たり30分以上勉強している児童の率(小学校)(%)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	67.70	72.00	74.50	80.60	86.90	77.40	88.60	実 績								実 績							
	比 較		-8.00	-5.50	0.60	6.90	-12.60	-1.40	比 較									比 較						
成果指標2	内 容	教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数(※小中高)(人/台)(整備率で比較)(%)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	5.80	7.50	7.50	7.40	7.60	8.80	8.80	実 績								実 績							
	比 較		3.10	3.10	3.00	3.20	5.20	5.20	比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	計根別の在り方を相対的に考える必要がる。これを町全体の問題であると認識し、計根別の自治・まちづくりにおける大きな役割となる農業高校などをコミュニティの核と捉えて進める。																							
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	外部評価対象外																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)						6 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり		大項目						2 青少年の健全育成													
施策の目的		青少年が次世代の担い手として健全に育成されるよう、家庭・学校・地域の相互連携による健全育成活動を推進します。																											
主要施策		1 青少年健全育成体制・環境の整備											2 青少年の体験・交流活動の促進																
担当部		教育委員会 [1・2]								(学校教育課)																			
現状と背景		・少子高齢化や核家族化の進行、それに伴う家族や地域の教育力の低下、さらには、携帯やインターネット等、高度情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に様々な問題が生じている。 ・このため、青少年健全育成の推進拠点となる青少年問題協議会校外指導連絡協議会等を設置し、非行防止活動や児童生徒の交流施策を実施している。 ・また、児童生徒に様々な体験活動を通して、地域の中で暮らしていける実感やふるさと意識、他者への思いやり、ボランティア精神などを身につける機会を提供している。																											
一次評価	課題と達成状況	・長期欠席児童生徒数、いわゆる不登校の児童生徒数は、平成24年度は減少したものの25年度・26年度・27年度と増加している。今後も各学校や町内各団体との連携等により、一層の施策の推進を図らなければならない。 ・青少年育成の施策である職業体験・職業講話等の社会活動については、対象となる学校(小中高)においては実施している。 ・リーダー育成のジュニアリーダーコースには、毎年計画的に2名の中・高生を派遣、「子ども会活動」として、下の句カルタ教室、自然体験事業を実施し、異年齢交流や豊かな環境教育の場を提供している。																											
	今後の方向性	・青少年の健全育成活動を推進していく上で、学校や行政のみでは限界があるため、家庭や地域と一体となって取り組む体制づくりや施策の必要性がある。 ・ジュニアリーダーコースは、今後も毎年2名の派遣を継続し、児童生徒が多くの人とのふれあい、様々な体験ができる事業を展開する。 ・全国的に「いじめ問題」について、速やかな対応が必要になっており、教育相談センターの機能を有効に活用する体制づくりが必要である。																											
成果指標1	内容	全児童生徒に占める長期欠席(不登校)の児童生徒の率(%)								内容							内容												
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度					
	実績	0.90	0.65	0.34	0.30	1.04	1.09	1.24	実績								実績												
	比較		1.30	0.68	0.60	2.08	0.59	0.74	比較								比較												
成果指標2	内容	職業体験・職業講話等の社会参加活動を行った学校の率(%)								内容							内容												
	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目標値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度					
	実績	35.70	42.90	42.90	46.20	50.00	50.00	44.40	実績								実績												
	比較		0.86	0.86	0.92	0.71	-20.00	-25.60	比較								比較												
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法												
	総合施策評価のとおり																												
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等												
	外部評価対象外																												

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		6 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり				大項目		3 生涯学習の推進																	
施策の目的		町民がいつでもどこでも主体的に学べる環境と、学んだ成果を効果的に活用できる環境が整っている生涯学習社会を実現させるため、施設の利用促進を図り、社会変化や地域社会の課題に対応した学習機会を町民に提供できるようにします。また、子どもたちの学習活動、文化スポーツ活動において、多くの学習支援者が関わり、支援システムが機能するようにします。																									
主要施策		1 生涯学習講座の充実 4 生涯学習関連施設の充実								2 生涯学習情報の提供 5 郷土館の充実				3 生涯学習団体への支援 6 家庭教育支援の充実													
担当部		教育委員会 [1・2・3・4・5・6]								生涯学習課																	
現状と背景		生涯学習の推進のためには、住民の多様化する学習ニーズに対応した学習機会の設定、地域課題の解決など公益的な活動につながるような学習テーマの設定、受講後に次の活動へ展開できるような講座を充実させることが必要である。 また、住民が求める適切な学習情報(講座、催物、人材、施設)の発信は、住民の学習活動の取組み促進と継続支援につながることから、生涯学習の推進において重要な役割を持っている。 さらに、社会教育関係団体の活動を支援することで、団体が安定して健全に運営され、町民に対する波及効果を持続させることができる。 現郷土館は、昭和46年に開館し、現在46千点を超える資料が収蔵されており、町の歴史や自然についての研究や事業を実施しています。施設の老朽化は著しく、耐震工事の必要性もある。また、収蔵資料の増加による収蔵場所の分散、狭隘化などにより、機能強化を含め施設の整備が不可欠となっています。																									
一 次 評 価	課題と達成状況	・高等教育機関との連携による生涯学習研修講座や、サークルと連携しての木工芸教室を開催しているほか、文化会館や交流センターにおいては、指定管理者の企画による趣味の講座をはじめ、年間を通じた高齢者や子どもに対象を限定した講座、地域学講座などが実施されている。 ・民間情報も含め、各施設などの情報を一元化した、生涯学習だより「らいふまっぶ」を毎月発行している。 ・郷土館においては担当者が、また、文化会館、図書館、交流センター、町営体育施設では、指定管理者によりインターネットを活用し情報の提供を行なっている。 ・(一般)中標津町文化スポーツ振興財団に対する支援により、安定した運営が継続され、合わせて加盟団体の育成が図られ、本町の文化・スポーツの振興が育まれている。																									
	今後の方向性	・講座で学んだ知識や技術を、次にどう活かすことができるのか、学習成果の活用が課題である。 サークル化や地域への学習成果の還元など、さまざまな可能性が考えられる。 ・文化・スポーツ活動の発展は、町民が自ら考え、行動することが必要であり、その中核となる団体として、(一財)中標津町文化スポーツ振興財団やNPOなかしべつスポーツアカデミーを位置づけ、支援を継続していく。 ・開拓が始まってから100年ほどの本町は、歴史的資料の本格的な調査・蓄積がいまだ少ないことから、今後も更なる研究や整理が必要であると同時に、歴史や文化、自然情報を次世代へ伝えていく役割を持っている。特に歴史文化の資料を町民に公開展示している郷土館は、老朽化・狭隘化が著しく、収蔵資料も4カ所に分散されていることなどから、新たな施設の計画及び事業化の検討が必要である。																									
成果指標1	内 容	郷土館施設及び事業利用者数(件) (郷土館施設利用者の他ウェブサイトへのアクセスを含む)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	35,436	42,468	47,096	46,435	46,442	69,134	227,460	実 績								実 績										
	比 較		5,568	10,196	9,535	9,542	31,534	189,860	比 較								比 較										
成果指標2	内 容	図書貸出数(冊)								内 容									内 容								
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度			
	実 績	144,707	152,307	157,163	156,038	151,648	141,957	140,487	実 績								実 績										
	比 較		4,307	9,163	8,038	3,648	-10,043	-11,513	比 較								比 較										
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法								今後の施策の取組内容の展開方法										
	総合施策評価のとおり																										
外部評価	自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等								自己評価に対する意見等										
	外部評価対象外																										

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		6		人が輝き歴史と文化を育むまちづくり		大項目		4		スポーツの振興												
施策の目的		町民のニーズに応じた健康の保持・増進とスポーツの情報提供や指導者の人材確保を行うとともに、スポーツ活動をサポートする拠点、施設の整備を図ります。																						
主要施策		1 スポーツ施設の整備充実・有効活用 4 スポーツ活動の普及促進						2 スポーツ団体の運営支援						3 スポーツ指導者の養成・確保										
担当部		教育委員会 [1・2・3・4] (管理課・生涯学習課)																						
現状と背景		スポーツ・レクリエーション活動が、青少年の健全育成や高齢者の介護予防においても重要な役割を担っており、一層の振興が求められる。 特に、青少年の体力の低下が問題になっており、少しでも運動する環境づくりが求められているため、(一財)中標津町文化スポーツ振興財団や総合型地域スポーツクラブNPOなかしべつスポーツアカデミーの運営を支援し、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現が求められている。 一方、スポーツ観戦を楽しむことやスポーツイベントの運営を手伝うなど「見る」「支える」という形の参加もスポーツの態様であり、「する」スポーツとともに振興していくことが必要となっている。 また、学校部活動・スポーツ少年団など、各スポーツ指導者の不足などが問題となっており、活発な活動のために指導者の確保が必要とされている。 さらに、町民の健康づくりやスポーツ活動をサポートする施設整備も求められている。																						
一 次 評 価	課題と達成状況	指標1については、年ごとに利用者数の増加がみられたが、26年度は若干減少している。冬期間の荒天の影響によるものと思われる。翌27年度は増加に転じている。 指標2については、27年度は最終年度の目標数に到達できなかったが、体育施設の整備の充実により、利用者は増加するものと考えられる。																						
	今後の方向性	・町民の健康づくりやスポーツ活動をサポートする施設・整備が求められており、老朽化した体育館に替わる新総合体育館の建設に向けて整備を進めている。 ・既存スポーツ施設の有効利用を図るために、利用状況に応じた運営体制の充実が必要である。 ・スポーツや健康づくりに関する情報、啓発活動に対し関係部局と連携を図りながら引き続き積極的に協力・支援をしていきたい。 ・年々関心が高まる健康増進や生涯スポーツの実践など町民ニーズに応えるため、一般財団や総合型地域スポーツクラブなどの社会教育団体と連携し、スポーツ活動を推進していきたい。 ・スポーツ振興と町民の競技力向上を図るため、スポーツ合宿を行う団体に対して支援をしているが、各加盟団体の受入体制がもう少し整備されると、合宿を希望する団体が増え町民の競技力向上が期待できる。 ・専門的指導者の不足などの課題が指摘され、教員の指導力向上や外部指導者などの地域スポーツ指導者の活用が必要とされている。指導者の資質や指導力の向上を目指すには、スポーツに関する知識や指導現場で活用できる指導者講習会・研修会の情報提供が必要である。																						
成果指標1	内 容	体育施設等利用者数(人)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	162,935	171,965	186,593	192,670	208,016	205,682	210,670	実 績								実 績							
	比 較		8,965	23,593	29,670	45,016	42,632	47,620	比 較								比 較							
成果指標2	内 容	スポーツ団体登録者数(人)						内 容							内 容									
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	1,878	2,076	1,902	1,989	1,908	1,928	1,831	実 績								実 績							
	比 較		176	2	89	8	8	-89	比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法						今後の施策の取組内容の展開方法											
	総合施策評価のとおりに実施する																							
外部評価	自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等						自己評価に対する意見等											
	外部評価対象外																							

第6期総合発展計画 総合施策評価調書（事業年度 平成27年度）

施策体系		基本目標(章)		6 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり		大項目		5 文化・芸術の振興																
施策の目的		多くの町民が多様な文化・芸術にふれる機会を設け、文化・芸術団体の育成に努め、町民全体の文化芸術活動の活性化を図ります。また、貴重な文化財を次世代へ守り伝え、郷土愛を深めます。																						
主要施策		1 文化・芸術団体、指導者の育成					2 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実					3 文化財の保護と活用												
担当部		教育委員会 [1・2・3]																						
現状と背景		町民の文化・芸術活動を振興するうえで、団体の自主的な活動を必要に応じて支援することで、活動を持続させ、次世代へつなげることができる。また、新たな担い手や指導者を発掘し、新しい活動の基礎をつくり、将来の町の文化・芸術活動の振興を図る必要がある。 趣味を通じた仲間づくり、創作活動や芸能活動を実践することにより、心豊かで生きがいのある生活を送り、健康な心と体を作ることができる。また、舞台芸術や美術品などの鑑賞機会は、町民の豊かな感性を育み創作意欲を刺激し、町の文化・芸術活動を活性化することができる。 町内の文化財については、平成24年4月1日現在、国の登録有形文化財が5件、町指定文化財が1件、埋蔵文化財包蔵地が67箇所、合計で73件ある。(※特別天然記念物及び天然記念物は国が定めるため除かれています。)これら貴重な文化財について、毎年現状把握、保護・保全、候補の掘り起こし等を行い、さらに学校などにおいても事業を実施している。 今後も郷土愛を育み、文化財保護意識の啓蒙を図るため、引き続き実施していく必要がある。																						
一次評価	課題と達成状況	指標1について、文化・芸術団体の登録者数は若干の減少傾向(高齢化による自然減)となり、初期値を下回っている状況。 講座や教室の実施後、いかに活動継続へ結びつけるか、ということが重要であるが、そこには活動場所、講師の確保、サークル化など細かな課題も多い。 指標2について、初期値年度は数値が特に高く、次年度以降の数値が大幅に低く見えるが、施策が停滞しているわけではない。年度により公演回数や公演形態が異なるため、増減の幅が激しい。 指定管理者である(一財)中標津町文化スポーツ振興財団は、鑑賞事業に積極的に取り組み、低料金での鑑賞機会を提供している。また、各種周年事業に合わせて大規模な事業を開催している。																						
	今後の方向性	文化・芸術について 指定管理者は学校鑑賞事業との連携、各団体との共催関係の構築、公演に加えてワークショップを設けるなどさまざまな工夫を重ねている。 また舞台鑑賞友の会を発足させ、新たな取り組みも行っている。 文化財について 現在、指定及び登録されている文化財の保護・整備・活用を推進し、文化財保護思想の普及啓発に努め、新たな文化財候補の発見発掘に努め、貴重な文化財の保護を推進する。																						
成果指標1	内 容	文化・芸術団体の登録者数(人)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	2,678	2,666	2,516	2,507	2,541	2,197	2,242	実 績								実 績							
	比 較		-34	-184	-193	-159	-553	-508	比 較								比 較							
成果指標2	内 容	文化・芸術公演の鑑賞者数(人/年)							内 容								内 容							
	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度	目 標 値	初期値 (21年度)	22年度	23年度	24年度	25年度 (中間目標)	26年度	最終年度 27年度
	実 績	13,195	9,892	7,165	5,897	7,736	8,575	9,717	実 績								実 績							
	比 較		-3,608	-6,335	-7,603	-5,764	-5,425	-4,283	比 較								比 較							
二次評価	今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法							今後の施策の取組内容の展開方法									
	総合施策評価のとおり																							
外部評価	自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等							自己評価に対する意見等									
	外部評価対象外																							